捃拾帖

十四

明治五年九月求

[illegible]

A 00
6010

中外通暦

A00-6010

峩羅斯ハ西洋諸國ノ毎月十三日ヲ以テ其月ノ一日ト為ス

四月十六日 月帶食皆既
夕七時七分二分余カケナガラ出 暮六時六分
甚シク夜五時八分上ト右ノ間ニオワル

九月十五日 月食皆既
夜四時七分左ノ上ヨリカケハシメ九時六分
甚シク八時四分下ノ右ニオワル

癸酉歳日月交食見界東京時刻

四月十六日中交月食皆既 食分一千分之一千四百二十八

此食ノ五限各天頂ニ見ル諸地ハ南熱帯中ノ太平洋ニアリテ降六時四十九分ノ氏險害（デンヂロース）諸島ノプルニーヲキス島ニテ月左ト下ノ間ヨリ虧ハジメ七時五十四分ノ氏公會（ソサイテイ）諸島ノボワイツータツケ島ニテ月コトゴトク地影ノ内ニ入八時三十九分ノ氏航客（ナビゲートール）諸島ノサワギ島ニ食甚ダシク九時二十四分ノ氏朋友（フレンドリイ）諸島ノウイシレウヲー島ニテ月漸ク光リヲ生ズ十時二十九分ノ氏新希伯利的（ヘブリデス）諸島ノヒュオン島ニテ月食右ノ方ニオワリテ圓カニ復ス

五月朔日正交日食 食分一千分之八百九十九 日本不見

此食所見ノ総界ハ亞歐弗墨四洲スベテ北方ノ地ヨリ北極下ニアリ而シテ地球上ニ於テ最モ先ニ初虧ヲ見ルハ降四時二十二分ノ氏加内黎（カナリヤ）ノフェルロ島西海ニテ日ノ出ノ時ニミル又食ノ深キヲ見ルハ六時二十八分ノ氏北亞墨利加黒孫（ホウトソン）湾ノチェステルフィールド西端ニテ日ノ出ノ時ニ甚ダシキヲミル最モ後ニ復圓ヲ見ルハ八時三十四分ノ氏満洲黒龍江ノ東邊ニテ日ノ入ノ時ニミル

此月飛（ヱンケ）ノ小彗星平行出現ノ期

但前慶應元年乙丑七月所見ノ彗其八月十五日降八時最卑點ニアリ此軌道黄道交角十一度二十二分ナリ

九月十五日正交月食皆既 食分一千分之一千四百一十九

此食ノ五限各天頂ニ見ル諸地ハ北熱帯中ニアリテ降十一時二十五分ノ氏北太平洋ノ馬利亞那（マリアナ）諸島ノ越牛陽（ユーギヤン）島西海ニテ月上ト左ノ間ヨリ虧ハジメ翌十六日昇初時二十七分ノ氏呂宋（ルソン）ノ波里羅（ポリロ）島東海ニテ月コトゴトク地影内ニ入一時十分ノ氏呂宋ノ加剌安（カラミアン）ニ食甚ダシク一時五十三分ノ氏越南ノ都弄岬ノ加児老（カルロー）島ニテ月漸ク光リヲ生ズ二時五十四分ノ氏琵牛（ペギュ）ノ涅卧礼（ネグレース）岬ニテ月食右ノ方ニオワリテ圓カニ復ス

十月朔日中交日食 食分一千分之五百一十六 日本不見

此食所見ノ総界ハ亜弗利加。馬達加斯加（マダガスカ）島ノ南海ヨリ亜太臘（アタラス）海并ニ太平海各其南邊及ビ南極下ニアリ而シテ地球上ニ於テ最モ先ニ初虧ヲ見ルハ昇十時五十七分ノ氏亜弗利加南端。哥羅尼（コロニー）殖民所ノ東海ニテ日ノ出ノ時ニミル又食ノ深キヲ見ルハ降初時四十二分ノ氏亜太臘南端。長時極點良位ニテ日ノ出時ニ甚ダシキヲミル最モ後ニ復圓ヲ見ルハ二時二十六分ノ氏太平南端。長時極點良位ニテ日ノ入時ニミル

此月勃陸孫（ブロルセン）ノ小彗星平行出現ノ期

但前安政四年丁巳二月所見ノ彗其三月五日昇二時最卑點ニアリ 此軌道黄道交角二十九度四十五分ナリ

明治五年刻 文部省天文局 内田五観考

光代田中芳男男旧藏書 昭和七年

B 61009

明治六年癸酉 凡三百八十四日

大 三 五 閏六 七 九 十 十二
小 正 二 四 六 八 十一

清同治十二年

西洋一千八百七十三年 平年凡三百六十五日

(Each cell: black date; red date in parentheses.)

値	日	月	火	水	木	金	土
去年 (西洋)	[一]	一 辛丑	二 (第一ノ)	三 (一)	四 (二)	五 (三)	六 (四)
正ノ (二ノ)	五 (二)	六 節分 (三)	七 立春 (四)	八 (五)	九 (六)	十 (七)	十一 (八)
二ノ (三ノ)	十一 (九)	十二 (十)	十三 (十一)	十四 (十二)	十五 甲子 (十三)	十六 (十四)	十七 (十五)
三ノ (四ノ)	十七 (十三)	十八 (十四)	十九 (十五)	二十 (十六)	廿一 土用 (十七)	廿二 (十八)	廿三 (十九)
四ノ (五ノ)	廿二 (十八)	廿三 (十九)	廿四 (二十)	廿五 小満 (廿一)	廿六 (廿二)	廿七 (廿三)	廿八 (廿四)
五ノ (六ノ)	廿八 (廿二)	廿九 (廿三)	三十 (廿四)	[六] 戊申 (廿五)	二 (廿六)	三 (廿七)	四 (廿八)
閏六ノ (七ノ)	四 (廿七)	五 (廿八)	六 (廿九)	七 (三十)	八 (丗一)	九 (八ノ一)	十 (二)
七ノ (八ノ)	九 (丗一)	十 二百十日 (九ノ一)	十一 (二)	十二 (三)	十三 (四)	十四 (五)	十五 (六)
八ノ (十ノ)	十四 (五)	十五 (六)	十六 (七)	十七 寒露 (八)	十八 (九)	十九 (十)	二十 (十一)
九ノ (十一ノ)	二十 (九)	廿一 (十)	廿二 天長節 (十一)	廿三 (十二)	廿四 (十三)	廿五 (十四)	廿六 (十五)
十ノ (十二ノ)	廿五 (十四)	廿六 (十五)	廿七 (十六)	廿八 (十七)	廿九 (十八)	三十 (十九)	[十一] 丙午 (二十)
十二ノ (翌ノ)	[十二] 乙亥 (十八)	二 (十九)	三 大寒 (二十)	四 (廿一)	五 (廿二)	六 (廿三)	七 (廿四)

値	日	月	火	水	木	金	土
去年	七 小寒 (五)	八 (六)	九 (七)	十 (八)	十一 (九)	十二 (十)	十三 (十一)
正ノ	十二 (九)	十三 (十)	十四 (十一)	十五 (十二)	十六 (十三)	十七 (十四)	十八 (十五)
二ノ	十八 (十六)	十九 社日 (十七)	二十 (十八)	廿一 (十九)	廿二 春分 (二十)	廿三 (廿一)	廿四 (廿二)
三ノ	廿四 穀雨 (二十)	廿五 (廿一)	廿六 (廿二)	廿七 (廿三)	廿八 (廿四)	廿九 (廿五)	三十 (廿六)
四ノ	廿九 (廿五)	[五] 戊寅 (廿六)	二 (廿七)	三 (廿八)	四 (廿九)	五 (三十)	六 (丗一)
五ノ	五 (廿九)	六 (三十)	七 (七ノ一)	八 半夏生 (二)	九 (三)	十 (四)	十一 (五)
閏六ノ	十一 (三)	十二 (四)	十三 (五)	十四 (六)	十五 立秋 (七)	十六 (八)	十七 (九)
七ノ	十六 白露 (七)	十七 (八)	十八 甲子 (九)	十九 (十)	二十 (十一)	廿一 (十二)	廿二 (十三)
八ノ	廿一 (十二)	廿二 (十三)	廿三 (十四)	廿四 (十五)	廿五 (十六)	廿六 (十七)	廿七 (十八)
九ノ	廿七 (十六)	廿八 (十七)	廿九 (十八)	三十 (十九)	[十] 丙子 (二十)	二 (廿一)	三 小雪 (廿二)
十ノ	二 (廿一)	三 冬至 (廿二)	四 (廿三)	五 (廿四)	六 (廿五)	七 (廿六)	八 (廿七)
十二ノ	八 (廿五)	九 (廿六)	十 (廿七)	十一 (廿八)	十二 (廿九)	十三 (三十)	十四 (丗一)

値	日	月	火	水	木	金	土
去年	十四 甲子 (十二)	十五 (十三)	十六 (十四)	十七 (十五)	十八 (十六)	十九 土用 (十七)	二十 (十八)
正ノ	十九 (十六)	二十 (十七)	廿一 雨水 (十八)	廿二 (十九)	廿三 (二十)	廿四 (廿一)	廿五 (廿二)
二ノ	廿五 (廿三)	廿六 (廿四)	廿七 (廿五)	廿八 (廿六)	廿九 (廿七)	[三] 己卯 (廿八)	二 (廿九)
三ノ	[四] 己酉 (廿七)	二 (廿八)	三 (廿九)	四 (三十)	五 (五ノ一)	六 八十八夜 (二)	七 (三)
四ノ	七 (六ノ一)	八 (二)	九 (三)	十 (四)	十一 (五)	十二 芒種 (六)	十三 (七)
五ノ	十二 (六)	十三 小暑 (七)	十四 (八)	十五 (九)	十六 (十)	十七 甲子 (十一)	十八 (十二)
閏六ノ	十八 (十)	十九 (十一)	二十 (十二)	廿一 (十三)	廿二 (十四)	廿三 (十五)	廿四 (十六)
七ノ	廿三 (十四)	廿四 (十五)	廿五 (十六)	廿六 (十七)	廿七 (十八)	廿八 (十九)	廿九 (二十)
八ノ	廿八 (十九)	廿九 土用 (二十)	[九] 丙午 (廿一)	二 (廿二)	三 霜降 (廿三)	四 (廿四)	五 (廿五)
九ノ	四 (廿三)	五 (廿四)	六 (廿五)	七 (廿六)	八 (廿七)	九 (廿八)	十 (廿九)
十ノ	九 (廿八)	十 (廿九)	十一 (三十)	十二 (丗一)	十三 (翌年第一ノ一)	十四 (二)	十五 (三)
十二ノ	十五 (二ノ一)	十六 (二)	十七 節分 (三)	十八 立春 (四)	十九 (五)	二十 (六)	廿一 (七)

値	日	月	火	水	木	金	土
去年	廿一 (十九)	廿二 大寒 (二十)	廿三 (廿一)	廿四 (廿二)	廿五 (廿三)	廿六 (廿四)	廿七 (廿五)
正ノ	廿六 (廿三)	廿七 (廿四)	廿八 (廿五)	廿九 (廿六)	[二] 庚戌 (廿七)	二 (廿八)	三 (三ノ一)
二ノ	三 (三十)	四 (丗一)	五 (四ノ一)	六 (二)	七 (三)	八 (四)	九 清明 (五)
三ノ	八 (四)	九 立夏 (五)	十 (六)	十一 (七)	十二 (八)	十三 (九)	十四 (十)
四ノ	十四 (八)	十五 入梅 (九)	十六 (十)	十七 (十一)	十八 (十二)	十九 (十三)	二十 (十四)
五ノ	十九 (十三)	二十 (十四)	廿一 (十五)	廿二 (十六)	廿三 (十七)	廿四 (十八)	廿五 (十九)
閏六ノ	廿五 (十七)	廿六 (十八)	廿七 (十九)	廿八 (二十)	廿九 (廿一)	三十 (廿二)	[七] 處暑 (廿三)
七ノ	三十 (廿一)	[八] 丁丑 (廿二)	二 社日 秋分 (廿三)	三 (廿四)	四 (廿五)	五 (廿六)	六 (廿七)
八ノ	六 (廿六)	七 (廿七)	八 (廿八)	九 (廿九)	十 (三十)	十一 (丗一)	十二 (十ノ一)
九ノ	十一 (三十)	十二 (十二ノ一)	十三 (二)	十四 (三)	十五 (四)	十六 (五)	十七 (六)
十ノ	十六 (四)	十七 小寒 (五)	十八 (六)	十九 甲子 (七)	二十 (八)	廿一 (九)	廿二 (十)
十二ノ	廿二 (八)	廿三 (九)	廿四 (十)	廿五 (十一)	廿六 (十二)	廿七 (十三)	廿八 (十四)

値	日	月	火	水	木	金	土
去年	廿八 (廿六)	廿九 (廿七)	三十 (廿八)	今年 [正] 辛巳 (廿九)	二 (三十)	三 (丗一)	四 (二ノ一)
正ノ	四 (二)	五 (三)	六 (四)	七 啓蟄 (五)	八 (六)	九 (七)	十 (八)
二ノ	十 (六)	十一 (七)	十二 (八)	十三 (九)	十四 (十)	十五 (十一)	十六 (十二)
三ノ	十五 (十一)	十六 甲子 (十二)	十七 (十三)	十八 (十四)	十九 (十五)	二十 (十六)	廿一 (十七)
四ノ	廿一 (十五)	廿二 (十六)	廿三 (十七)	廿四 (十八)	廿五 (十九)	廿六 (二十)	廿七 夏至 (廿一)
五ノ	廿六 土用 (二十)	廿七 (廿一)	廿八 (廿二)	廿九 大暑 (廿三)	[閏] 丁丑 (廿四)	二 (廿五)	三 (廿六)
閏六ノ	二 (廿四)	三 (廿五)	四 (廿六)	五 (廿七)	六 (廿八)	七 (廿九)	八 (三十)
七ノ	七 (廿八)	八 (廿九)	九 (三十)	十 (十ノ一)	十一 (二)	十二 (三)	十三 (四)
八ノ	十三 (二)	十四 (三)	十五 (四)	十六 (五)	十七 (六)	十八 (七)	十九 甲子 (八)
九ノ	十八 大雪 (七)	十九 (八)	二十 (九)	廿一 (十)	廿二 (十一)	廿三 (十二)	廿四 (十三)
十ノ	廿三 (十一)	廿四 (十二)	廿五 (十三)	廿六 (十四)	廿七 (十五)	廿八 (十六)	廿九 土用 (十七)
十二ノ	廿九 (十五)	三十 (十六)	翌 [正] 乙巳 (十七)				

博覧會ノ旨趣ハ天造人工ノ別ナク宇内ノ産物ヲ蒐集シテ其名稱ヲ正シ其用方ヲ辨シ人ノ知見ヲ廣ムルニ在リ就中古器舊物ニ至テハ時勢ノ推遷制度ノ沿革ヲ追徴ス可キ要物ナルニ因リ嚮者御布告ノ意ニ原キ周ク之ヲ羅列シテ世人ノ放觀ニ供セント欲ス然𪜈其各地ヨリ徴集スルノ期ニ至テハ之ヲ異日ニ待サルヲ得スシテ現今存在ノ舊器ハ社寺ニ遺傳スル什物ノ外其用ニ充ツ可キ物少ナク加フルニ　皇國従来博覧會ノ擧アラサルニ因リ珍品奇物ノ官庫ニ貯フル所亦若干許ニ過キス因テ古代ノ器物天造ノ奇品漢洋舶載新造創製等ノ論ナク之ヲ藏スル者ハ博物館ニ出シテ此會ノ鈌ヲ補ヒ以テ世俗ノ陋見ヲ啓キ且古今ノ同異ヲ知ラシムルノ資助ト為スヲ請フ

一品物ハ二月十五日ヨリ文部省博物館ヘ持出ス可ク尤モ重大ノ品ハ持夫差出ス可キ事

一品物受取ノ節ハ預リ證書ヲ渡シ置キ會後ニ引替差戻ス可キ事

一永久博物館ニ預ケ置キ苦シカラサル品ハ別段預リ證書ヲ渡シ置キ持主入用ノ節ハ何時ニテモ證書引替相渡ス可キ事

一出會ノ品ハ必ス持主ノ姓名ヲ記シ之ヲ列ス可キ事

一會期ハ来ル三月十日ヨリ二十日ノ間ヲ限リ展覧ハ毎朝九字ヨリ午後四字ヲ限トス但シ常備ノ品ハ一六ノ日同時刻ノ間拜見相成候事

一拜見人ハ男女ヲ論セス一日ニ大略千人ヲ限リ拜見ノ切手相渡候間右持参致ス可キ事

一切手ハ文部省博物館及ヒ諸方書林ヨリ相渡シ申ス可キ事

但一枚一人ニ限リ候事

壬申正月

文部省
博物館

朝九字ヨリ午後四字迄

博覧會

切手一枚ニ付一人ニ限ル

元昌平阪聖堂

博物館

来ル三月十日ヨリ日數二十日之間
朝第九字ヨリ午後四字迄

博覧會

元昌平阪聖堂ニ於テ

拜見人ハ男女ヲ論セス一人ニ付切手一枚ツヽ持參可致事

切手ハ文部省博物館並諸方書林ヨリ差出候事

但切手一枚ニ付定價新貨二錢ツヽ之事

常備品ハ會後一六ノ日拜見相成候事

壬申正月

文部省
博物館

来ル三月十日ヨリ日數二十日之間
朝第九字ヨリ午後四字迄
博覧會
元昌平阪聖堂ニ於テ
拜見人ハ男女ヲ論セス一人ニ付切手一枚ツヽ持參可致事
切手ハ文部省博物館並諸方書林ヨリ差出候事
但切手一枚ニ付定價新貨二錢ツヽ之事
常備品ハ會後一六ノ日拜見相成候事
壬申正月

澳地利國博覧會

来ル酉年澳地利國於ゐ博覧會を催し諸國より諸物品を差出候ニ付商人共ア合諸國産を差出候義も願次第御許容可相成若又官より差出候物一同差送方

相願候者ハ其品柄ニ寄り事務局ニ而預り證書と引替
運送の入費ハ一切官ニ而給せられ差送可申事
物品所産并製造等之著説ハ尤肝要ニ付其著説ある
者ハ事務局江持参可致其説ニ寄り御賞誉
有之事
右品物取集方等ハ来ル六月晦日を限といたし候義
ニ付有志之者ハ其以前日比谷御門内博覧会
事務局江差出候ハヽ委細差示可申候事

壬申
二月

博覧会事務局

一　三千四百[illegible]

[illegible]　三十[illegible]

右正ニ落手候也
明治　年　月　日
電信局

築地電信局

澳地利國於て来酉年博覧會有之ニ付てハ各地方人民物産并其説を著し差出し候義ハ布告書ニ見合可為勝手候へとも官ニ於ても御國産何品ニ限らす御取集檢査の上相應の物品御差出相成候条各地方土産の品々製造品ハ早々其職業のものへ申付精良ニ仕立させ都て御買上ニ取計右製造の方法并諸説とも可成丈取調出来次第東京博覧會事務局へ可差出事

但此期限六月晦日迄とも精良の品并旬季ニ拘り候品ハ此限りあらす

茶紙蠟烟草砂糖の類土産ニ候ハヽ上中下各種の品茶蠟烟草砂糖ハ三斤位ツヽ紙ハ壹束位ヽ製造為致元直段弁地名製造人名前とも相記し其苗木弁製方ニ用ゆる物の見本製造道具の雛形とも相添差出可申事

但其製法の説取調方ハ布告書を参考し製法の説なきものハ其品のミ差出も妨なし

生糸蚕卵紙真綿蛹等ハ上中下各種の品生糸真綿蛹ハ三斤位ツヽ蚕卵紙ハ春子夏子二枚位ヽ餘ハ前條同断の事

但前同断

陶器漆器金物竹細工木細工皮細工牙細工藤細工樺細工糸細工物等の類ハ形の變りし丈同品二種ツヽ差出し餘ハ前條同断の事

但前同断

礦鑛の諸類金銀銅鉄錫鉛水銀石炭土炭堊石硯石砥石水晶瑪瑙磁石蠟石化石硝石明礬緑礬琉黄等の類及珠貝等の類元質の儘ニて差出候分ハおよそ四五塊位製造の上差出候分ハ前條ニ見合差出すへし

但前同断

禽獣虫魚の類生たはその乾したるもの物ニ漬るもの及其皮革羽毛製造をしたもの製造せさるものとも見計差出すへし

木綿麻葛の類ハ其苗木及木より取たる儘のもの糸ニ製さし
或布ニ織成せし迄差出すへし其分量ハ前条ニ見合すへし
但布ハ白地各種の紋織縞織ともに取交せ染草染法製造器械
の雛形其他前条ニ見合差出すへし
諸織物類即錦紗綾縮緬綸子純子綸子羽二重絽糸織綈珀博多
天鵞絨等の類同品二種ツヽ前条ニ見合差出すへし
但前同断
諸薬種類諸絵の具類製造さしもの製造せさるものともに各種見
計一種ニ付品より十匁位より二三斤迄差出へし

但薬草等の類ハ鉢植ニいたし候事出来候分ハ可成丈手
當いたし可差出
木實草實の類草の類海藻の類乾したるもの漬たるもの及製
造せさる儘のものとも前條ニ見合差出すへし
木材の分ハ各種木柾目板目を著しく為めなるものハ巨材ハ板ニ取て長サ三
尺位小木ハ丸の儘長サ同断木口切ニし前同断右木品ふより大小見計へし
但家根ニ用ゆる木皮の類も差出すへし
培養の品即干鰯〆粕等其外土地ニより用ゆる肥しの類前條ニ
見合見計差出すへし

但用方の方法とも書出すへし

右の外何品ニ限らす其土産の天産人造品とも布告書ニ見合前條の通相心得期限通差出可成丈御國産海外ニ著き聲價を弘め候様注意致すへく尚不審の廉も候ハヽ博覧會事務局へ可承合事

何製造何學科なりとも秀穎すて著述等も有之候者ハ其名前可申立御呼寄の上御用の品も可有之事

右の通相心得夫々取計可被申事

壬申正月　大隈參議

寺島外務大輔
井上大藏大輔

三府知參事
開拓次官
各縣令參事
御中

鳥獣類剥製大略

先預メ生時ノ形状肥瘦等ヲ略圖シ胴ノ太サヲ量リ眼球ノ大サト色トヲ寫シ其後胸部ノ正中ヨリ糞孔際ニ至ル迄裂キ漸々皮ヲ剥キ頭骨足骨肩骨ヲ殘シテ躰ヲ切断ス是ニテ頭、肩、足、ハ皮ニ附テ殘ル而テ骨ニ着タル肉并脳髓眼球等ヲ去ル其後頭、足、肩ヲ元トノ位置ニ復シ綿或ハ毛ヲ詰テ乾ス但シ皮ニ脂アル者ハ勉テ之ヲ去ル可シ又獣類ノ尾骨ヲ抜クヿ能ハサル者ハ尾ノ裏ウラノ部ヲ裂キテ之ヲ去ル可シ又魚類ハ頭ノ皮ヲ剥クヿ能ハス且皮薄ク鱗片剥離シ易ケレハ能々注意シテ製ス可シ

生時ノ形狀ト眼球トヲ寫ス略圖

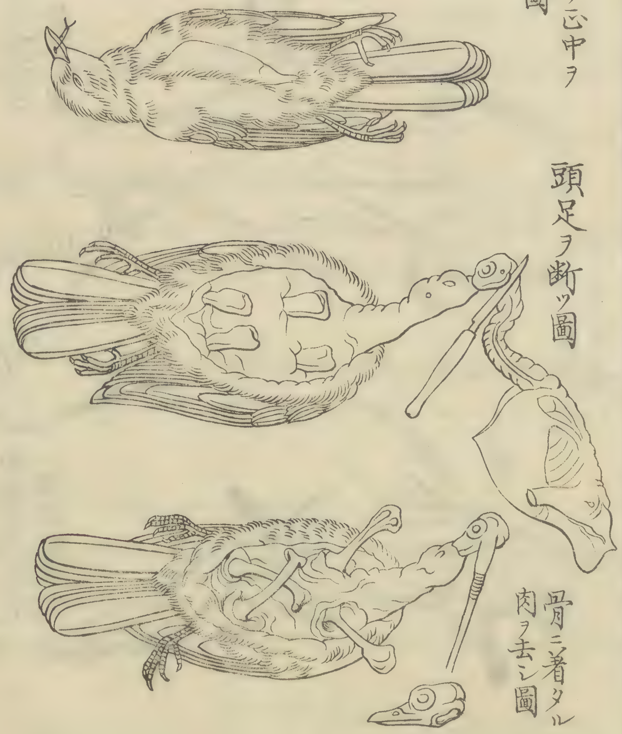

博物會

動植金石書画古今中外の珍物
及諸件の寫彩

一西洋博物會の趣ハ天造人工の別なく古今東西奇異等の物件を蒐羅して衆庶の披観ニ供し世俗の見聞を拡め且諸学術技藝の進歩を助るの一勝事なり今般予茲ニ倣ひ此ニ小会を設く希ハ有志の諸君子幸ニ賛助ヲ賜へ

一正月十五日を初日として毎月十五日より午後迄溜学中田壽樓ニ於て展覧し難当の場中を諸方の列は勘弁のかたく候事

一諸観人ハ一人前壹貫文宛を物品ハ難波なく諸方の人ハ全書を以テ上に
お為猥ニ手を触るを許さぬ事ハ堅く断り申上候事

一摩照の諸君ハ一人金弐百文宛御持参の諸君ハ参加之事　但混雑中ハ御不自由ハ比較あるへし

右之件々此一諸の上四方の諸君子時宜を論せず
照る壽敬白

壬申
正月十五日　灌花園主人

猶も漢もなく多鉄草木の名をあるゞし廣の事と[illegible]。然るに
物産見の名をあれバ。[illegible]して[illegible]を[illegible]学識を[illegible]の一大
便利と[illegible]。且[illegible]の[illegible]の[illegible]なるを。[illegible]人の[illegible]。ゆゑ
[illegible]を除くは[illegible]ベく商人[illegible]職[illegible]の如きを
[illegible]農夫ハ培植の方術を[illegible]れバ[illegible]
の[illegible]一身[illegible]の利を[illegible]の階梯とも[illegible]
[illegible]小道を開く[illegible]なれバ[illegible]

物産小集

鳥獣 虫魚
草木 金石 其他中外品物

一 十二月七日より同十六日まで日数十日の間晴雨を論ぜず朝五ツ半時より夕七ツ時限り御展覧之難遊の節ハ貴賤の別なく御勤被下候事

一 出品の尊意御座候ハ[illegible]九月廿五日まで場所へ御出可被下候 [illegible]

規則御相談可申上候事

一 御出品者の外御展覧いたし候客ハ一名席料銀[illegible]を弐銭小倉の矢数と致し候事

一 諸家御蔵品の外売品の分ハ前以て[illegible]価を定め御置き売却[illegible]

仕候事

一 売買の節等其品物へ御示談の上立合人御頼み分ち格別携り不申品物へ御手を触れ候ハ[illegible]堅く御断り申上置候事

一 一品限りの分ハ仮令御売[illegible]出来候とも御姓名を書記し終会まで御飾置可被下候 二品以上の分ハ御日場所へ御持参[illegible]

証書相添候事

右同好の諸君[illegible]遠近[illegible]各[illegible]毎[illegible]品物[illegible]会[illegible]園

中[illegible]間[illegible]君子[illegible]奉希上候再拝

明治四年未晩秋

補助 博物社中

后見 竹本要齋

會主 中村芳兵衛

物産小會

動植金石類其他
中外今古品物

一 三月十一日より日数百日之間晴雨を論せす毎朝五ツ半時より夕七ツ時まて浅草伝法院庭続地所において開場仕候間四方の君子達貴臨奉冀候尤雅遊諸君ハ其外の御出勤被降候事

一 御出品の節ハ當日早々場所江御持参被下候其節規則等御談可申上候事

一 此度観覧諸君ハ御一名金弐朱を御請此會の失費と被成下度候事

明治五壬申仲春

總括 竹本要齋
四海静一
會主 中村芳三書

開化ヲ進ムルノ要ハ人ノ才思ヲ鎔冶シテ知見ヲ啓發スルニ在リ而メ其鎔冶啓發ノ方ヲ求ムル豈他術アランヤ廣ク學校ヲ設ケテ人庶ヲ教育スルニ過キサルノミ竊ニ思フ方今治化日ニ新ニシテ人文月ニ開ケ官校私塾其設ケ無キニ非スト雖モ顧ルニ未タ普ク邦内ノ生徒ヲ教育スルニ足ルト謂フ可カラス是レ余輩ノ常ニ憾ナキ能ハサル所ナリ因テ今者官ニ乞フニ小川町神田橋通近藤織部ノ舊邸ヲ以テシ之ヲ共學舍ト名ケテ以テ治化ノ萬一ヲ裨益セントス然モ學舍ノ費用供給ノ方限リアル余輩數人ノ力ヲ以テ周ク徵辦セント欲スル固ヨリ容易ノ業ニ非ス故ニ廣ク有志ノ士ニ謀リ後ニ記スル所ノ方法ヲ用ヒ會社ヲ結ヒテ或ハ積金或ハ寄附金入社人ノ所好ニ隨ヒ各金ヲ出シテ之ヲ學舍教育ノ資本ト為シ其息銀ヲ以テ學費ノ用ニ充テ相與ニ勉勵シテ異日此舉ノ隆盛ニ至ルヲ期シ

更ニ學舍ヲ各所ニ設ケ教育ノ方ヲ廣ウセント欲ス冀クハ同志ノ士力ヲ協セ學舍造設ノ微志ヲ資ケハ唯是レ余輩ノ幸ノミナラス實ニ　國家人才ヲ教育スルノ一助タラン

一有志ノ者ハ各出金ヲ為シ學舍教育ノ資本ニ充ツルヲ乞フ
　但シ出金者ハ共學舍出納掛ヘ引合可申事

一積金及ヒ寄附金ノ多寡ハ各人ノ随意ニ任ス

一積金ハ一箇年分之ヲ一時ニ出金シ又ハ一箇月二箇月毎ニ出金スルコ各人ノ随意ニ任ス

一積金ハ十八箇月ヲ一期ト定メ後尚出金ヲ為スト否トハ各人ノ随意ニ任ス
　但シ十八箇月ニ至ラスト雖モ事故アリテ退社スル時ハ直チニ積金ヲ返濟スヘシ

一積金寄附金ハ一箇年一割五分ノ息銀ヲ以テ深川ノ商人藏田清右衛門ニ預ケ置ク可キ事
　但シ積金受取リノ時ハ社中并ニ藏田清右衛門連印ノ預リ證書ヲ渡ス可キ事

一積金寄附金ハ其息銀ヲ以テ學舍ノ費用ニ充テ元金ハ教育ノ資本タルニ因リ居エ置ク可キ事

一寄附金ノ息銀ハ全ク學舍ノ費用ニ充テ積金ノ息銀ハ一割ヲ學費ニ充テ五分ヲ出金者ニ拂フ可キ事
　但シ息銀拂方ハ六箇月毎ニ相渡ス可キ事

一開學ノ為メ學舍營繕ノ諸費若干ヲ用ヒサル能ハス有志ノ輩ハ積金寄附金ノ外別ニ出金シテ其費ヲ資クルヲ乞フ
　但シ此費用ハ凡五百兩ヲ以テ足ル故ニ其員ニ充ツル時ハ更ニ出金ヲ要セサル事

一生徒ノ數ハ現今先ツ三百人ヲ限リ之ヲ教育シ各束脩月謝ヲ納レシメ其入額ヲ以テ教授者ノ俸ニ充ツ可キ事

一束脩ハ金千疋月謝ハ金一兩ヲ以テ定則トス

一積金寄附金ノ息銀ハ學舍ノ修理書籍ノ買入ニ用フルヲ以テ定規ト為ス可キ事

右ハ唯學舍教育ノ概略ヲ記スルノミニシテ自餘ノ條件ハ固ヨリ一葉紙ノ能ク盡ス可キ所ニ非ス因テ詳細ノ事ハ之ヲ面晤ニ付スト云

小川町共學舍

共學舍追告

此舍中別ニ幼童ノ學舍ヲ設ケ之ヲ童子塾ト名ツク抑コノ塾ノ主トスル所ハ特ニ慈母ノ家訓ニ代リ幼少ノ徒ヲシテ志ヲ勵シ身ヲ善シ讀書筭筆ヲ學バシメ傍ラ通常ノ英學ヲ授ケ漸々物理ヲ知リ世事ニ通ゼシメンヲ欲スルノミ熟（ツク）世ノ自暴自棄シテ學バザルノ人ヲ見ルニ知ラズ識ラズ遊惰ニ流レ過惡ニ陷リ遂ニ禽獸ト何ゾ擇バンノ域ニ至ルモノ少ナカラズ先哲左ラストル氏教育ノ益ヲ論シテ云ク人幼少ノトキヨリ學ヲ勤メ智識德行ヲ尊ブノ理ヲ知ラバ蓋シ天下自ラ法ヲ犯スノ民鮮ナカルベシ故ニ教育ノ道廣マリ人々善智ニ進ムトキハ國法ノ外ニ更ニ人ヲ保全スルノ法ヲ得ベシト是ニ由テ之ヲ觀レバ教育ノ世ヲ利シ人ヲ惠ムヤ豈少々乎ナランヤ然ハ則チ童子ニハ早ク學バシメザルヲ得ズ是コノ塾ノ設アル所ナリ嗚嗟志アルノ父兄ハ須ク子弟ヲシテ来學セシムベシ乃チツノ則左ノ如シ

一　年齡ハ七歳ヨリ十歳マデヲ限トス但シ通稽古ノコト

一　入門料ハ金二圓五十錢

一　月謝金ハ金二圓

明治五年壬申正月

小川町
共學舍

幸臨鐵道開行式

鐵道開行ニ付御布達等ノ事

一九月九日東京横濱ノ間鐵道開行ノ趣國内ニ御布告外國諸公使ニモ其筋ヨリ告達ノ事

一本日勅奏任官ハ　御所ヨリ供奉ニ列スルノ外都テ新橋鐵道館ニ出頭ス可ク御沙汰ノ事

但シ着服直垂ノ事

一外國諸公使ヲ本日同所ニ招請ノ書翰ヲ外務卿ヨリ贈ル事（公使ニ列スル官位ノ外國人居合サハ同様招請ノ事）

一本日ハ祝日ニシテ右ノ開行ヲ乘庶縱覽ノ恩許預メ御布告ノ事

一横濱在留各國領事ノ望アル者ハ縣令ト立列シテ拜禮ヲ許ス旨縣令ヨリ達スル事

一東京在留ノ各國領事ノ望アル者ハ横濱鐵道館ニ來リ同所ノ領事ト立列シテ拜禮ヲ許ス旨東京府知事ヨリ達スル事

一都テ居合ヒノ外國官員領事以上ノ者預メ或ハ臨時ニ式ニ加ハルヲ願フモノハ領事ノ席ニ列スルヲ許ス尤場所滿テ餘地ナキ時ハ之ヲ辭スル事

右三ヶ條外務省扱之

幸臨鐵道開行ノ式

一本日朝第九字　御出門供奉ノ列本式ノ行装ニテ護兵ヲ列子タル豫定ノ街路　御通行新橋鐵道館ニ　行幸（着御ヨリ御發車ノ際國旗ヲ擧ケ國樂ヲ奏ス）工部省長官鐵道頭其奏任官（式部披露）ヲ率ヒ欄廊ヲ奉迎シ直チニ長官頭先驅メ館内ニ　入御此處ニテ外國公使（禮服着用外務卿披露ス）並勅任官拜迎（此時各國公使ヘ　御會釋アリ外務卿之ヲ傳フ）鐵道頭其掌管ノ鐵道圖一卷ヲ奉獻ス此禮終リテ長官頭等前驅メ　進御出頭ノ奏任官（式部披露）南廊ノ側ラニテ拜禮此ヨリ外國公使勅任官及ヒ工部省ノ奏任官供奉ノ列ニ加ハリ列ヲ正シ徐ニ乘車場ニ　御進行列車ニ

入御一同乘車

一第十字同所ヨリ十輛ノ列車ニテ　御發行第十一字横濱鐵道館ニ　着御（御着車ノ時國旗音樂等ノ式新橋ニ同シ）工部省長官鐵道頭先驅供奉列ヲ正シ乘車場ヨリ徐ニ　御進行神奈川縣令同所居合奏任官各國領事ノ望アル者同所ノ鐵道掛奏任官御雇外國人職長等館内ノ兩傍ニテ拜迎（縣令以下式部披露館内ヲ）　御通行　便殿ニ　御着坐供奉列ヲ始メ縣令各國領事等正シク立列ス此時縣令ヲ召ス（式部ヲ）奉リテ縣下衆庶ヘ　勅語アリテ後外國商人召ス頭取　便殿ノ階上ニ昇リ祝詞ヲ申上畢リテ館内樓上ノ一室ニ　御休憩

一第十二字同所ヨリ　御發車供奉及諸式前ニ
同シ第一字新橋鐵道館ニ　還御御着車ノ時國旗音樂前ニ同シ
直チニ同所ノ　便殿ニ御着坐供奉ノ列盡ク
立列ス奏任官亦之ニ列ス　勅語アリ此時諸官員
向フ御前ニ終リテ衆庶ヘ　勅語アリ後工部省長
官鐵道頭及同寮ノ奏任官御雇外國人ノ職長等
式部仰ヲ奉リテ召スヘ　御賞詞アリ夫ヨリ延遼館ヘ
臨幸各國公使勅任官工部省奏任官御雇外國人
職長等ノ祝詞ヲ受サセラレ各國公使ヘ
御會釋アリ了リテ　御歸輦
天皇陛下ノ幸福鐵道盛大ノ祝酒アリ

鐵道開業ニ付臨御之節兵隊祝式
一新橋鐵道館並ニ横濱鐵道館ニ各近衛兵一大隊
ヲ置キ
天皇臨御ノ節横隊ニ布列シ捧銃式ヲ行ヒ喇叭ハ
フーシャンノ曲ヲ吹シム
一皇城ヨリ鐵道館迄ハ近衛騎兵ヲ以テ警衛セシ
ム
還幸ノ節同斷
一御上車ノ刻近衛砲隊日比谷操練場ニ於テ祝砲
百一發ス横濱　御着車ノ刻ハ東京鎭臺砲隊
横濱ニ於テ祝砲同前
一同日

天皇新橋鐵道館ヘ
臨幸ノ節御道筋ヘ東京鎭臺歩兵ノ内三大隊布
列警衛ヲ爲サシム
同海軍ノ式
一當日　御發車ノ時品海碇泊ノ軍艦ヨリ廿一
發ツヽ賀砲ヲ放ツ
一横濱　御着車ノ時同港碇泊ノ軍艦モ同斷
一新橋ニ樂兵隊ヲ出シ　御發車御歸車ノ時樂
ヲ奏ス

附錄
一本日出頭ノ判任官ハ袴羽織ノ事
一途中鐵道枝館毎ニ障碍ナキ場所或ハ其近傍又
ハ鐵道線ノ兩傍ニ於テ男女ノ縱覧ヲ許ス事
一鐵道諸館及ヒ其線傍必要ノ場所毎ニ邏卒ヲ配
リ置ク事
一本日朝第八字横濱ヨリ列車ヲ出ス同所居留ノ
公使及ヒ登棧ノ印票ヲ持テ新橋ニ來ル者ヲ載
又夕五字半新橋ヨリ列車ヲ出ス右ノ人々横濱
ニ歸ルヲ送ル
一本日ハ右往返列車ノ外平日ノ列車ハ休業之事
一本日鐵道館地内ニ棧棚ヲ架シ之ニ登ルヲ許ス

印票ヲ鐵道寮ヨリ出シ內外ノ紳士豪家及ヒ其姑娘ノ來リ見ンコヲ望ム者ニ與ヘ又官省使府御雇外國人各國領事等ニ之ヲ送ル事
但シ印票ハ期日ヨリ早ク出ス可シ

一本日濱　離宮ノ園庭ニ諸藝人ヲ集メ官員衆庶ノ歡樂ニ供ス

一衆庶ノ縱觀ヲ恩許ノ上ハ鐵道舘ノ地內障碍ナキ所ニ下等ノ庶民ノ羣集ヲ許シ又鐵道寮ヨリ出ス右ノ印票ヲ持來ル紳士豪家及ヒ其姑娘等ハ右ノ棧棚ニ登ルコヲ許ス此ノ輩ハ後チ濱離宮ノ園庭ニ入リ諸藝其外ノ縱觀ヲ得其飢ニ充ルタメ赤飯ノ折ヲ印票ト引替ルコヲ得

一夜ハ鐵道舘濱　離宮ニ賀燈ヲ點ス又濱離宮ヲ遠ク離レタル海面ニ烟火ノ戯ヲ設ク

一横濱　行幸ノ間新橋鐵道舘搆內ニテ烟火ヲ設ケ輕氣球ヲ飛ス

一棧棚賀燈烟火横濱モ同シ

幸臨鐵道開業縱観ノタメ當日朝八字ヨリ新橋ステーション內棧舗ヘ入ルヲ許ス
九月九日　鐵道寮

一第九字御出門
一第十字新橋御發車
一第一字御歸車
一横濱幸行ノ間ステーション搆內ニテ烟火ヲ揚ケ輕氣球ヲ飛ス
一第二字御歸輦後濱御殿ノ園庭ニ入處々ニ集メアル諸藝ヲ觀ルヲ許ス充飢ノタメ此切手ト引替ニ赤飯ノ折ヲ與フ
夜同所ノ海面ニテ烟火ノ戯レアリ

幸臨鐵道開業縱観ノタメ當日朝八字ヨリ新橋ステーション內棧舗ヘ入ルヲ許ス
九月九日　鐵道寮

御入大道御手筋御門ヨリ櫻田御門練兵所脇左ニ幸橋御門外左ニ新橋鐵道館

東京府属　騎　東京府属　騎
同　同　同　同
東京府知事　馬車
騎兵　廿五騎　騎兵
侍從　同　同　同　同　同
御馬車
侍從長
侍從　同　同　同　同　同
騎兵　騎兵
太政大臣　馬車
參議　同上
參議　同上
參議　同上
內史　同上
宮內省　同上
麝香間詰　同上

墺英兩國博覽會

出品展觀之證

壬申十一月廿九日　官名　姓名

午前九字ヨリ十二字迄
午後一字ヨリ四字迄

博覽會事務局

一　列品ニ手ヲ觸ルヘカラス
一　見迴リノ順路ヲ違フヘカラス
一　入門ノ節點檢ヲ受ケ出門ノ砌歸納スヘシ

墺英兩國博覽會

出品展觀之證

壬申十一月廿三日　官名　山梨縣中属　姓名　[illegible]

午前九字ヨリ十二字迄
午後一字ヨリ四字迄

博覽會事務局

一　列品ニ手ヲ觸ルヘカラス
一　見迴リノ順路ヲ違フヘカラス
一　入門ノ節點檢ヲ受ケ出門ノ砌歸納スヘシ

一車護兵

二車護兵

工部省長官　式部助
鐵道頭　四辻正三位

四車

副島外務卿　伊太利全權公使書記官
西郷參議　大隈參議
魯西亞代理公使書記官　大不列顛代理公使書記官　井上大藏大輔

五車

江藤司法卿　伊地知副議長　山縣陸軍大輔
河村海軍少輔　松本司法權大判事　吉井宮内少輔

六車

黒田教部少輔　玉乃司法權大判事　上野從五位
中牟田海軍少將　嚴谷少内史　宮内丞
野津陸軍少將　伊東海軍少將　宮内丞

七車

島津從三位　池田從四位
細川從四位　琉球公子

八車　式部寮　侍從等
九車　工部省

三車

侍從　御文匣　侍從　侍從長　侍從　同　侍醫

御宮方　太政大臣

侍從　御劍　侍從　侍從長　侍從　同　侍醫

米利堅全權公使　澳地利弁理公使　[illegible]

板垣參議　後藤議長　大木文部卿　嵯峨教部卿
勝海軍大輔　宍戸教部大輔　黒田開拓次官　陸奥租税頭
福岡司法大輔　萬里小路宮内大輔　土方大内史　西郷陸軍少輔
澁澤從五位　福羽從四位　三浦陸軍少將　篠原陸軍少將
佐野從五位　大久保東京府知事　鳥尾陸軍少將　谷陸軍少將
中山從一位　二條正二位　大原從二位　池田從二位　澤從三位
徳川從一位　松平正二位　中御門從二位　毛利從二位　龜井從三位

列立次第

工部省長官　式部助

侍従　御文匣　侍従　侍従長　侍従　同　侍醫

四車

副島外務卿　譯官　伊太利全權公使書記官

米利堅全權公使書記官　澳地利辨理公使書記官　西班牙代理公使書記官　佛蘭西代理公使書記官

大木文部卿　嵯峨教部卿

五車

魯西亞代理公使書記官　大不列顛代理公使書記官　井上大藏大輔

勝海軍大輔　宍戸教部大輔　黒田開拓次官　陸奥租税頭

江藤司法卿　伊地知副議長　山縣陸軍大輔

福岡司法大輔　萬里小路宮内大輔　土方大内史　西郷陸軍少輔

河村海軍少輔

黒田教部少輔

六車

松本司法權大判事　吉井宮内少輔

澁澤従五位　福羽従四位　三浦陸軍少將　篠原陸軍少將

玉乃司法權大判事　上野従五位

佐野従五位　大久保東京府知事　鳥尾陸軍少將　谷陸軍少將

中牟田海軍少將　嚴谷少内史　宮内丞

野津陸軍少將　伊東海軍少將　宮内丞

七車

中山従一位　二條正二位　大原従二位　池田従二位　澤従三位

徳川従一位　松平正二位　中御門従二位　毛利従二位　龜井従三位

島津従三位　池田従四位

細川従四位　琉球公子

八車　式部寮　侍従等

九車　工部省

列立次第

上リ車時刻表

	午前八字	九字	十字	十一字	午後二字	三字	四字	五字	六字	賃金表 上等	中等	下等
横濱	八字	九字	十字	十一字	二字	三字	四字	五字	六字			
神奈川	八字六分	九字六分	十字六分	十一字六分	二字六分	三字六分	四字六分	五字六分	六字六分	十八錢七五	十二錢五	六錢二五
鶴見	八字十七分	九字十七分	十字十七分	十一字十七分	二字十七分	三字十七分	四字十七分	五字十七分	六字十七分	三十七錢五	二十五錢	十二錢五
川崎	八字二十六分	九字二十六分	十字二十六分	十一字二十六分	二字二十六分	三字二十六分	四字二十六分	五字二十六分	六字二十六分	五十六錢二五	三十七錢五	十八錢七五
品川	八字四十三分	九字四十三分	十字四十三分	十一字四十三分	二字四十三分	三字四十三分	四字四十三分	五字四十三分	六字四十三分	九十三錢七五	六十二錢五	三十一錢二五
新橋	八字五十三分	九字五十三分	十字五十三分	十一字五十三分	二字五十三分	三字五十三分	四字五十三分	五字五十三分	六字五十三分	一圓十二錢五	七十五錢	三十七錢五

下リ車時刻表

	午前八字	九字	十字	十一字		午後二字	三字	四字	五字	六字	賃金表 上等	中等	下等
新橋	八字	九字	十字	十一字		二字	三字	四字	五字	六字			
品川	八字八分	九字八分	十字八分	十一字八分		二字八分	三字八分	四字八分	五字八分	六字八分	十八錢七五	十二錢五	六錢二五
川崎	八字二十六分	九字二十六分	十字二十六分	十一字二十六分		二字二十六分	三字二十六分	四字二十六分	五字二十六分	六字二十六分	五十六錢二五	三十七錢五	十八錢七五
鶴見	八字三十四分	九字三十四分	十字三十四分	十一字三十四分		二字三十四分	三字三十四分	四字三十四分	五字三十四分	六字三十四分	七十五錢	五十錢	二十五錢
神奈川	八字四十五分	九字四十五分	十字四五十分	十一字四十五分		二字四十五分	三字四十五分	四字四十五分	五字四十五分	六字四十五分	九十三錢七五	六十二錢五	三十一錢二五
横濱	八字五十三分	九字五十三分	十字五十三分	十一字五十三分		二字五十三分	三字五十三分	四字五十三分	五字五十三分	六字五十三分	一圓十二錢五	七十五錢	三十七錢五

小兒四才迄ハ無賃十二才迄ハ半賃金小包胴亂ノ類ハ無賃其余目方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ五十錢其中間ノステーションハ何レモ其半賃錢尤一人六十斤迄ニ限ル

九月十日ヨリ旅客ノ列車此表ニ示ス時刻ノ發着ニテ日々東京横濱各（スティシヨン）ノ間ヲ往復ス
乗車セント欲スル者ハ遲クモ此表示ノ時刻ヨリ十分前ニ（スティシヨン）ニ來リ切手買入其他ノ手都合ヲ爲スヘシ
但發車並ニ着車共必此表示ノ時刻ヲ違ハサルヤウニハ請合カタケレトモ可成丈遲滯無キヤウ取行フヘシ
手形ハ其日限リ乗車一度ノ用タルヘシ
小兒四歳迄ハ無賃其余十二歳迄ハ半賃錢ノ事
旅客ハ總テ鐵道規則ニ隨ヒ旅行スヘシ
手形撿査ノ節ハ手形ヲ出シ改ヲ受又手形取集ノ節ハ之ヲ渡スヘシ
旅客自ラ携フ小包ミドウランノ類ハ無賃ナレトモ若損失アラハ自ラ負フヘシ其余ノ手廻リ荷物ハ東京横濱ノ間目方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ五十錢ヲ拂ヒ其中間ノ（スティシヨン）ハ何レモ其半賃錢ヲ拂ヒ荷物掛ヘ引渡請取證書ヲ求メ置ヘシ
尤一人ニ付目方六十斤迄ヲ限トス
手廻荷物ハ總テ姓名カ又ハ目印ヲ記スヘシ
旅客中乗車ヲ得ルト得サルハ車内ニ塲所ノ有無ニヨルヘシ
犬壹疋ニ付東京横濱ノ間賃錢二十五錢其中間ノ（スティシヨン）ハ何レモ其半賃錢ヲ拂フヘシ併シ旅客車ニ載スルヲ許サス犬箱或ハ車長ノ車ニテ運送スヘシ
尤首輪首綱口網ヲ備ヘテ相渡スヘシ
發車時限ヲ惰ラサル爲時限ノ三分前ニ（スティシヨン）ノ戸ヲ扃サスヘシ
吸烟車ノ外ハ烟草ヲ許サス

六錢二五 等	壹朱
十二錢五 等	貳朱
十八錢七五 等	三朱
二十五錢 等	壹歩
三十一錢二五 等	壹歩一朱
三十七錢五 等	壹歩二朱
四十三錢七五 等	壹歩三朱
五十錢 等	貳歩
五十六錢二五 等	貳歩一朱
六十二錢五 等	貳歩二朱
六十八錢七五 等	貳歩三朱
七十五錢 等	三歩
八十一錢二五 等	三歩一朱
八十七錢五 等	三歩二朱
九十三錢七五 等	三歩三朱
一圓 等	壹兩

種物目録　一

穀物類

一うるち　一もち　一そばうるち　一同もち　一かしまそば
一大むぎ　一小むぎ　一はだかむぎ　一かちむぎ　一あハ
一もちあハ　一きび　一もちきび　一しろきび　一ひえ
一弘法びえ　一もろこし　一もちもろこし　一甲州もろこし　一たうもろこし
一まだら唐もろこし　一赤唐もろこし　一あめ唐もろこし　一白ごま　一くろごまの
一さびごま　一きんごま　一夏そば　一秋そば　一えごま
一[illegible]だま

蔬菜類

一丸葉つけな（三河しま）　一りんさきつけな　一白ぐきつけな　一たうな　一京な
一小すけな　一かぶしな　一まつな　一あぶらな　一ねりま大こん
一同大長大こん　一同長種　一尾張大こん　一みやしげ大こん　一地大こん
一九月大こん　一夏大こん　一三月大こん　一二年子大こん　一[illegible]大こん
一みさ福大こん　一いざま大こん　一にんじん　一華にんじん　一砂川ごぼう
一たきのがわごぼう　一うめさごぼう　一ねりまごぼう　一長ごぼう　一小かぶ
一天王寺かぶ　一あかかぶ

球根類

一ゆりね　一根ぎ　一大ねぎ　一岩つきねぎ　一わけぎ
一あさつき　一らっきょう　一まんまく　一らつきやう

莢豆類

一白まめ　一青まめ　一黒まめ　一らんきんざい　一[illegible]豆
一中てえど豆　一おくえどまめ　一がんやく豆　一がんくひまめ　一くろおまめ
一ちゃまめ　一うづらまめ　一黒八ツ房いんげん　一白八ツ房いんげん　一白つるなしいんげん
一白細八ツ房いんげん　一赤つるなしいんげん　一茶いんげん　一茶つるなしいんげん　一くろいんげん
一うす茶いんげん　一めくろいんげん　一まだら赤いんげん　一しまいんげん　一ひらまめ
一みぞまめ　一白ふじまめ　一ささげんどう　一赤えんどう　一あづき
一大納言あづき　一くろあづき　一ぎんあづき　一白あづき　一白さやあづき
一五三寸あづき　一おそあづき　一こそあづき　一うづらあづき　一やえなり
一あふさげ　一五寸ささげ　一あかたれささげ　一[illegible]豆　一柿さ福[illegible]まめ
一白ちさまめ　一赤ちさまめ

芋類

一唐のいも　一八ツがしら　一だんごいも　一さといも　一えぐいも
一ちゞ千いも　一大ぼつき　一つくいも　一やまのいも　一さつまいも
一赤いも　一河越赤いも　一かきつるいも　一こんにゃく　一くわゐ
一黒ぐわゐ

瓜類

一まくわうり　一木山まくわうり　一ちゞまくわうり　一銀まくわ　一大しろうり
一真中白うり　一亀井戸小白うり　一きうり　一白きうり　一ふしなりきうり
一すゝつけうり　一まくらうり　一冬瓜　一きん冬瓜　一まいわ
一唐なす　一丸唐なす　一ゆうがお唐なす　一ゆうがお　一子持瓢
一大瓢たん　一百なり瓢たん　一千なり瓢たん　一へちま　一長瓢つる
一つるれいし　一京ちやんきん

種物目録 二

雑菜類

一ちしや　一かきぢしや　一唐ぢしや　一きくぢしや　一ちりめんさう
一きじかうし　一みたまゆりしゆ　一うせちさ　一おらちさ　一白ちさ
一青ちさ　一長ちさ　一くきりづき　一あゐ　一つるな

香辛類

一唐からし　一八ツぶさ唐からし　一ちそ唐からし　一ちそ　一ますちそ
一せうが　一みつば　一うど　一めうが　一せうが
一谷中しやうが　一うねきやう　一おちうふう　一たで　一柳たで
一八百屋たで

糸に用る草類

一あさ　一からむし　一いちび　一つまそ　一かうぞ
一まを

花卉類

一ちやうじこ　一ちやうちやうじこ　一亜ちやうじこ　一せきちく　一けし
一花ばし　一ちやうぎく　一だんぎく　一ゑぞぎく　一ひあふぎ
一ひろばし　一花せう　一あやめ　一かきつばた　一うせべちやうじこ
一ほうづき　一千ゐりほうづき　一百ちちさう　一千日さう　一べに
一さくらたで　一おしろい　一ほうせん花　一やぐるま　一かいざいく
一まつばぼたん　一ゑてうさう　一あきがほ　一きんせん花　一をとみ草
一きちかう　一山ざくら草　一ぜにあふひ　一ひまはり　一天神花
一月みさう　一ぎぼうし　一のうぜんはれん　一ゆりるい　一水仙るい

薬草類

一カミルレ　一ヒヨス　一ジキタリス　一サルヒア　一蜀葵
一曼陀羅花　一呉茱萸　一亜麻　一続随子　一胡荽子
一當歸　一决明子　一知母　一山椒　一椇櫨
一地黄　一荊芥　一白及　一芍藥　一薄荷
一地楡　一紫根　一沙参　一前胡　一藁本
一秦艽　一木香　一水楊梅　一紫苑　一百部
一川芎　一續草　一鹹蓬　一商陸　一羗活
一胡盧巴　一草零陵香　一小茴香

近世舶来物

一そら豆るい　一いんげんるい　一だいこんるい　一うりるい　一ちしやるい
一きくいも　一ちやがたらいも　一たうのきさ　一ふだん草　一うんどん
一かぶら　一ばらもんじん　一さんごしゆるす　一てふせんあざみ　一おらんだ
一さんごしゆる　一おらんだせり

木類

一茶　一しゆろ　一松　一ちやぎく　一このてがしは
一ほうの木　一きさゝ

果類

一ぶどう　一くり　一かき　一めい　一あめ
一あんず　一まんご　一くるみ　一ぎんなん　一なし

太平海飛脚船

蒸氣船問屋

吉 吉 三 个 や つ

横濱境町壹丁目 糸屋平七

東京靈岸嶋川口町 [redacted] 出張所

神戸城下町 茶屋彌七

長崎西濱町 丸屋喜右衛門

長崎江戸町 弦屋利七

船名	横濱出	神戸入	長崎入	上海入	上海出	長崎入	神戸入	横濱入
ヲリゴンヤン	八月朔日	三日	六日	九日	十七日	十九日	廿二日	廿五日
ニウヨルク	八日	十日	十三日	十六日	廿四日	廿六日	廿九日	九月二日
コスタリカ	十六日	十八日	廿一日	廿四日	九月朔日	三日	六日	九日
エリエル	廿三日	廿五日	廿八日	九月朔日	十日	十二日	十五日	十八日
ゴルデンエジ	九月朔日	三日	六日	九日	十七日	十九日	廿二日	廿五日
	十二日	十四日	十七日	廿日	廿四日	廿六日	晦日	十月三日
	廿日	廿二日	廿五日	廿八日	十月四日	六日	九日	十二日
	廿七日	廿九日	十月三日	六日	十二日	十四日	十七日	二十日
	十月五日	七日	十日	十三日	十九日	廿一日	廿四日	廿七日
	十三日	十五日	十八日	廿一日	廿六日	廿八日	十一月朔日	四日
	廿日	廿二日	廿五日	廿八日	十一月四日	六日	九日	十二日
	廿九日	十一月朔日	四日	七日	十二日	十四日	十七日	廿日
	十一月七日	九日	十二日	十五日	廿日	廿二日	廿五日	廿八日
	十四日	十六日	十九日	廿二日	廿七日	廿九日	十二月三日	六日
	廿一日	廿三日	廿六日	廿九日	十二月四日	六日	九日	十二日
	廿八日	十二月朔日	四日	七日	十三日	十五日	十八日	廿一日

右之日限出帆致し何國へ入津致し候とも十二時亦ハ二十四時を限り候間右之御心得ふて荷物運送乗組共御都合可被成候尤御辦利之爲荷爲替被遊候ても參着之上聊無差支御用達可申候此段宜敷御披露奉希上候以上

於山下御門内博物館来三月一日ヨリ日數五十日間毎日午前九時ヨリ午後四時迄

博覧會

一博物館及諸家珍蔵新古之物品ヲ陳列シ普ク衆人ノ来觀ヲ許ス

一澳國維那府ニ於テ交換セシ歐州ノ物品不日ニ来着スベシ来着次第必此會ニ列シテ亦縦觀セシメントス

一古器物新發明之器械ヲ蔵スル者或ハ現今人工ノ製作画圖并彫刻物其他諸種出品ヲ乞フ者ハ當局ヘ差出スヘシ其出品者之姓名ヲ記シテ之ヲ陳列スヘシ

但シ品物預リ證書渡シ置篤ク之ヲ保護シ入用之節ハ証書引換速ニ差戻シ可申又重大之品物ハ運搬人夫ヲ與フヘシ

一澳國博覧會ヘ陳列セシ剰餘之品物ハ元價ヲ以拂下可申事

一来観人ハ一人壹枚ツヽ切手ヲ以縦観可致事

但シ切手壹枚定價貳錢ツヽ於當局賣渡シ可申事

明治七年二月

博覧會事務局

Our dear buyers.

We hope you will come into our shop to buy the various vessels of the Japan's daily useful earthenwares and porcelains-exports; that will be painted with beautiful colored pictures, whatever you please, for very cheap.

Earthenware shop on the story of Mikawaya-Kahei, 2d street of Owarichio, in Tokei.

Kinyoushia: H—N. Sumiyä, & co. K—I. Mikawaya.

陶器舗　東京尾張町二丁目　参河屋嘉兵衛　階上

今般皇國日要器及輸出品等格別低價ヲ以賣捌且錦彩製造需ニ應ス諸君雷車ヲ促シ給フヿヲ渇望ス

☆　錦窯舎　催

星　壽美屋平右衛門　補

吉　三河屋嘉兵衛　補

博覽會

愛知縣下名古屋東掛所ニ於テ五月一日ヨリ場ヲ開ク物品陳列ヲ望ム人ハ別冊規則ニ就テ知ヘシ

名古屋傳馬町七丁目

主事局

御膳 都庵し

精進五もく

御膳 都庵

富士見町

万屋三郎兵衛

抑(ソモソモ)牛乳の功用ハ能ク人の徴(チヨウ)知スルトコロニシテ
近時牛乳舗ヲヒラクモの日一日より盛(サカン)ナリト
イヘトも其價甚(ハナハ)ダ貴トクシテ中人以下の能ク
償(ツグナ)フニ堪サル所ナリ故ニ代料下直ニ差上ケ
候間一書の郵便ヲ以テアツライ玉ハヾ時間ヲタ
ガイツモタセ差イダシ申ヘシ且賣捌カタ御ノソミノ
方ハ格別ゲンコニテ御相談可申候且牛乳若シ不品ノ
時ハ代料一切不申受候也　牛込御門内

但シ生乳　壹合ニ付四錢　第三大區四小區
同　壹升付三十五錢　飯田町三丁目拾八番地
白牛酪　壹ツニ付五錢　牛窪(クボ)

牛乳の功用ハ、能く人の徴知する處にして、近時牛乳舖を、ひらくもの、日一日より盛なりといへとも、其價甚た貴とくして、中人以下の能く償ふに堪さる所なり、弊舖這般米國より、數頭の乳牛を舶齎して、しかも其乳、精良なり、價を他に販賣するより廉直なれハ、四方の雅君惠顧あるか、又ハ一書の郵便ヲ以てあつらへ玉ハゝ、時間を違へす、をたせ差出し申へし且賣捌方御望の方ハ、格別減價にて御相談可申候、但シ弊舖乳汁ハ凡常の品と格別にて毎朝夕榨乳の時々ホクトメートル（乳ノ善悪ヲ見分器）を以て其精良ヲ撿査した配乳致候ニ付若不良品有之候得バ代價一切不申受候也

○**生乳**　壹合ニ付　四錢
但シ毎日配乳三升ニ満ルモノハ五厘ヲ減ス

○**同**　壹升ニ付　三十錢

○バタ　壹ポンドニ付　五十錢

○チース。コンデンスミルク。等の類ハ不日精製

○牛乳配達時刻　午前第六時　午後第四時

右之外、歐米各種の乳牛、種牛馬、馬車並馬牛、等賣買被成度方ハ、簡易ニ紹介可仕候、

紀元二千五百三十四年第四月

第三大區四小區飯田町壹丁目壹番地雉子橋外元御廐

千里軒

國文社印行

石川縣下金澤ニ於テ博覽會ヲ設ケシ大意ハ
左ノ三ヶ條ヲ目的トス

一 本縣下ハ人口稠密セサルニ非ス地味良宜ナラサルニ非スト雖トモ物産開ケス工藝精シカラス故ニ各國各地ノ物品ヲ觀覽シ相教ヘ相学ヒ他ノ長スル所ヲ以テ已レノ利トシ即チ智カ工夫ノ交易トシ以テ物産工藝ノ盛昌ナルヲ謀ル事

二 各國古今ノ品物ヲ見テ其國ノ沿革風俗ノ異同人物ノ智愚ヲモ察知スヘシ是故愚者モ自ラ励ミ智者モ自ラ戒メ以テ國産ノ隆盛ヲ振起ス

三 物産ノ製造ヲ善良ニシ萬人ノ望ヲ屬セシメ海外輸出ノ物品ヲ増加シ其需用無限ニ至ラシメンヿヲ要ス

右ハ本年六月一日ヨリ同三十日迄三十日間石川縣公園兼六園ニ於テ博覽會開莚候ニ付縱覽便利ノ為メ通券ヲ出ス一人一枚定價金二錢トス

一 出品致度人ゝ者規則書振ノ通リ執事局ヘ指出スヘシ

一 賣物出品ノ儀ハ望ミニ任スヘシ

明治七年四月

金澤十間町三十八番邸
博覽會執事局

凡石鹸ハ各種の膩油（動膩 植油）と滷鹽（加里 曹達）との結合品なり其加里を以て製されハ軟石鹸を生じ曹達を以て製すれバ硬固石鹸を生ず而して其用ゆる所の膩油の生ずるに因て品位も亦大に異なるものとす譬へバ今我製する所の如く牛羊膩を以て造れバ好品にして水分を含むこと少なく功験も随つて著大なり若椰子油を以て製すれバ下品にして多量の水分を含有して功験も極めてすくなきが如し｜即ち當今舶来する（洗濯）白石鹸（其質酷烈にして衣服を弊損し手足をあらへバ皮膚を痩しむ 粟なる品を空氣に曝せバ雜鹽を發出して宛も霜氷の如くこれ粗製下品の者なる）之なり

一 さぼんの種類多しと雖ども各て其品に随て其用に適すれバ自ら功験も少し故に今其一二を略記すること左の如し

一 洗濯石鹸この品ハ舶来（洗濯）同脈さぼん樹脂（色黄にて赤を帯）石鹸と其生等しく牛羊豚の膩に或ハ樹脂を加て精製したるものにて羅紗幅綸其外絹布木綿等を洗濯するに垢膩を除去すること速にしていさゝかも衣服を弊損するの患なく且鹽醋に用ゆるも皮膚を痩索の害なし（此品を空氣に曝すとも雑鹽を発出することなし是上品物の者なり）其品堅硬にして徳用なること（舶来）椰子油製の白石鹸の如き水分多量のしなと比較すべきにあらねバ

一 水石鹸この品ハ馬具其外革の製作物等をすべて水中に浸して悪き品物を洗濯するに用ゆ其外衣服または襟の廻りなどの膩垢或ハ誤て油を掛などしたるとき是を一寸と洗て除去に用ゆるときハ軽便にして功験あり

一 手水石鹸此品ハ平常人身洗浴必用の品なり其功能ハ皮膚の垢膩を除去し清潔にして光澤を発生為さしむ

一 湯屋石鹸此品ハ其質至つて軽く湯の中に投じて浮ぶやうに製したるのみ

一 常の手水石鹸に稍類を同しきものなり

一 珪石鹸此品ハ耕作人土匠など常に土業を為者手足を洗ふに用ゆるときハ大に功験あり

一 粉石鹸此品ハ婦人小児常に洗浴糠の代りに用る時ハ垢膩を除去して皮膚の美艶を発さ

一 透明石鹸此品ハ功験手水石鹸に異なることなし唯透明に製するのみ然れども舶来にハ一種扁桃油をもつて製する品ハ皮膚の害になること有りといへども我製する所ハ牛羊膩を以て造るゆへに透明石鹸といへども皮膚に害をなすことなし

一化粧石鹸此品ハ手水石鹸の最上ニて牛臓英語グレセレンを以て香水薬品等格別吟味いたし温和練熟ニ数ヶ月を経て再三精製いたしたる物ゆへ功験もまた著大なり

東京牛込揚場町

石鹸製造場

領収之證

新書 一

納本壱冊

九月十三

文部省

東海之名産

御海苔調進所

東京日本橋釘店

本家山形屋惣八

明治七年三月一日ヨリ日數五十日間

博覽會

山下御門内

博覽會事務局

宇治 信樂 諸國 御茶所

東京京橋銀坐一町目
河合八右衛門

茶師 清高軒

（印）

別撰濃茶園御煎茶 壹斤付

無事	金二圓
龍乃白	金二圓半
龍玉	金三圓
玉泉	金三圓半
蓬莱	金四圓半
金水	金五圓
緑乳	金七圓半

宇治別製御煎茶 壹斤價

梅ノ風	三拾匁
寿の友	三拾五匁
柳の露	四拾匁
群仙	四拾五匁
甘露	五拾匁

茶園手製別撰物 壹斤價

別品	四拾五匁
樂山	六拾匁
露乃芽	七拾五匁
翁の友	九拾匁
老松	百二拾匁

薄茶園御煎茶 壱斤ニ付

清香	六拾匁
大寿	七拾五匁
後摘の祝	八拾匁
初摘の祝	九拾匁
松乃白	百匁

御薄茶 御濃茶 壹斤價

一好別儀	六拾匁
一極むかし	七拾五匁
一正むかし	九拾匁
一祝むかし	百二拾匁
一大祝むかし	百五拾匁
一後むかし	百八拾匁
一初むかし	二百匁
一好祝むかし	三百匁
一祖母むかし	三百六拾匁

御煎茶 壱斤ニ付

一川柳	三匁
一一園	四匁
一祝寿撰	五匁
一河合園	六匁
一江戸撰	六匁八分
一正葉園	七匁五分
一大美園	八匁
一上喜撰	拾匁
一寿乃花	拾五匁
一若緑	二拾匁
一鳳舞山	二拾五匁
一鷹乃尾	二拾五匁
一鳳凰	三拾匁
一福寿	四拾匁

御濃用向粉茶 壱斤ニ付

一山粉	三匁
一喜撰粉	五匁
一宇上粉	七匁五分
一緑粉	拾匁
一梅粉	拾五匁
一極露粉	二拾匁
一露下粉	三拾匁
一玉露粉	四拾五匁

茶の湯道具 色々

煎茶道具 品々

諸國元仕入方格別相撰下直ニ奉売上候間多少ニ不限御用向備蓄願上候以上

御進物壺詰折詰桐箱或ハ張箱缶類等迄其外切手入念差上候以上

讀賣新聞第二百號附錄

明治八年九月十五日（附錄ハ代料ニ及びません）

禀告（しらせ）

○郵便物の封紙封嚢に唐紙或ハ膠礬を引ざる雁皮紙等を用ひ又ハ大封物を本書紙にて表包し或ハ數部の小冊子等を脆弱なる帶紙を以て束ねるより遠途の遞送中にハ往々其表面と摩損し或ハチギレテ届け先の名宛を判し難く或ハ帶紙の切れ破るより冊子等を散亂し竟に届け能はさるものも有之候右ハ差出し人の要用と達せず實に氣の毒の至あるハ云ふに及ばず又當寮の事務上に於ても混雜れ患掛あから ざる次第に付遠方へ差し出す物ハ殊に注意して右等の如き脆弱或ハ靡損し易き紙を用ひす勉めて堅固のものを用候樣可被致此旨廣告候也

八年九月八日　　前嶋驛遞頭

○今般尚生徒百三十名を限り更に入學差許候條志願の者ハ學業履歴書を以て當九月二十五日より同三十日迄に可出べし但し年齡十一年以上十五年以下たるべし

明治八年九月　　東京英語學校

○爰に同志輩と法律を研究し之と實際に驗し坐游の空論に流れざらんとするを以て傍ら首府ハ勿論他府縣遠近に拘はらず訴訟代言代書れ事と受理を來托の事件ハ先づ起る原由と是非の在る所とを審議辨明し其事の果して舉らんと要そ請ふ諸君事の難易輕重と問はず御委任あらんことと

東京第一大區五小區北鞘町一番地　要明舍

○器械撮說　桂川先生閲　大嶋長四郎譯　全二冊

器械學の善本世間掛かふずと雖も初學須要れ者に至てハ叉多しとせぞ大嶋君夙に之を患ひ本務の間此書を譯して余に授く余同君と患を同ふするの日茲に久し則ち受るの日之を梓に壽して頃日己に發兌そる者ハ

芝飯倉町五丁目　書肆　鈴木忠藏

○上海行四漁船乘客運賃本月三十一日出港高砂丸より更に左表れ通改定せり　七月

自橫濱神戶に至上等七圓五十錢、下等一圓五十錢、○同長崎に至上等十圓、下等四圓○同下の關に至上等十圓、下等三圓五十錢、○同上海に至上等二十圓、下等七圓

橫濱元濱町出張三菱會社

○兼て高名な（ヘボン）先生の門人の波多先生に出張と願ひまして眼

○誠草一口はなし第一編　山縣三郎編集

此ハ歐米の小學校にて幼兒に教しへ導く讀本れ中より益になる善き言葉を拔り拔き一口の話に綴り至極會得し易く作りさるものにしく此頃中發兌仕い間幼兒と持ちさる方々ハ最寄の書林にて御買求めわらん事と願ふものハ

紀有堂

○西京井上春耕軒製　御目あらひ藥　其外一切の妙藥　日本無雙御藥菓子生薑糖大人小兒一切れ虫下しの妙藥

右此度賣弘仕功能ハ用ひて知り給ふべし

東京日本橋通り一丁目白木屋兩店

△御墨筆硯諸國仕入所

○本家調合所　東京本町三丁目富士屋庄八製新發明回生美髯開花圓

此藥ハ專ら痰切胸の鬱閉と開き熱を冷し氣分と開くによろし此病と患る人ハ勿論無病の人にても毎朝三五粒づゝ用ふれバ食の消化と能し食毒を解そ事妙にして則常懷寶也

○擂店氣發焙れ儀ハ別段吟味仕差上候間御用ひの善倹大切に御取扱下度尤も誤て油とおぼすとも之み等にハ決して不相成且又火の出うたむらに候時ハ外店にて御求に相成候品にても右三名の内へ御持參被成候ハヾ速ニ直ㇾ可差上何とぞ有益の品に候得バ御用向の程偏に奉希候以上

日本橋元四日市十一番地　桝屋伊助

同所東仲通り槫正町十四番地　廣岡屋龜吉

本町二丁目九番地　四方堂親

○私方にて是まで賣弘め來り候奇應丸ハ小兒驚風五疳其外大人腹痛等に用ひて至極宜しく又萬金丹ハ酒の醉船人力車の醉水當等に功能あり兩品とも極々吟味いさし差上候也

東京本町四丁目富屋善兵衛

○諸國　茶大安賣　おろし　小うり

開店當日より賑々敷御來臨被下難有奉存候又不相替御贔負奉願候

東京馬喰町三丁目茶師保壽軒　桝屋善之助

○先達（さきだツて）禀告（ごひろう）せし弊社（わたくしかた）の官報（くわんはう）五十日誌（ごとをにツし）ハ諸官省（しよくわんしやう）の御布告（ごふこくる）類と悉皆輯集（のこらずとりあつ）し傍訓（かな）と附（つけ）せしものにて去（さえ）六月二十日始（はじめ）て第一號（だいがう）と刊行（そりだ）し爾後定期（その丶ちさだめ）

明治八年五月十二日

平假名繪入新聞

隔日出版　第十三號

新聞

○このごろ神奈川縣下戸塚驛で男女ふたりいつしよに首をくゝつた死がいを同所の西立寺といふへ假に葬りたるにその墓へ願をかけるとなんのやまひでも即ざになをるといひだした野魔士があつてから御まゐりの評ばんがたかくなつてどや〳〵參りのあつたのを警察課からひどく叱られてとめられたといひます又千葉縣下おゐだ郡江戸村では中山元清といふ按摩が今月の一日に死だのを葬むつた墓場の土をのむと何病にもよくきくといふうわさがどこともなしに廣まつて我も〳〵と土をほつてゆくゆゑ墓のまはりは大きな穴があいたといひます如何に開けない馬鹿おやぢで神さまでもない奇異なものを拜んだり穢ならしい大毒なものを呑だり骸へぬつたりするなぞなしに絶ぬ信心者が東京の近國にもたんとあるにはさて〳〵こまりました

○此度は相撲は境川が大關と勸進元のかけ持で初日から相應の入りでありますしかるに一昨十日の朝場所見まわりの者が見廻つてあるきたるにひいきより境川へ送られた酒樽を積ざる足場へ五十戈ばかりの爺さんが首を縊て死で居ましたおもふに此おやぢは例の酒好でとても死なら酒樽の側と覺悟をしたのでありませうが大道で死だといひ酒だるのそばとあればこもかむりの縁は離れませぬ

○淺草さんや町の指もの屋豐次郎といふものは同所の留井某といふ機織場へやとはれて來てゐるお照といふむすめに戀慕しいくら口挑ても承知せずひどくきらはれたのを憤り殺すとかなぐるとかいふうはさがきこえて警視の出張所であらべられると豐次郎がいふには未だ交通はいたしませぬがおてるの方から私に氣がありますやうでござりますゆゑ居膳の箸をとらぬは男のむだだと申ますから御理解をもつて夫婦になりますやうにねがひますといふにぞおてるをよびだして豐次郎の申通りにちがひはないかとたゞすとおてるが申口には私はついぞ豐さんをよんで御飯を上たこともなし又彼家へいつてお給仕をしたおぼへもありませぬとこたへしは少女のなんにもしらぬ

自横濱神戸に至上等七圓五十錢、下等一圓五十錢、○同下の關に至上等十圓、下等四圓○同長崎に至上等十圓、下等三圓五十錢、○同上海に至上等二十圓、下等七圓

○兼て高名な(ヘボン)先生の門人の波多先生に出張と願ひまして眼病を始め何病に限らず親切に療治を致ますゆゑ皆さん御病氣のせつは毎朝十時より十二時迄に御來車下されませ若又御頼みなれば御宅へも御見舞申ますやう　神田雉子町三十一番地保全堂

○新書畫展觀　席上揮毫　明治八年乙亥十月十一日不論晴雨
本日開筵於住吉伊丹屋設薄酒淡飯以待貴臨余自幼嗜畫近游熊野遍探山水庶幾有得其髣髴者焉意諸君跋渉勝地或覽觀古畫所得者必多矣各寫一本寄於我則何幸如之伏冀務副所望敬白
會主　緑天山下巖　補助　淡水社中、如蘭社中
集所　東京源助町田中忠三郎、仝角筈村早水保之進、西京室町細谷莊兵衞、大坂順慶町願仙堂、仝北久寶寺町紅花堂、仝梅本町支那學東何鶴如、肥前長崎坂上儀八郎、尾州名古屋森本善七、仝奥村今枝雪齊、濃州竹ヶ鼻安田半兵衞、仝旭光堂、勢州山田信戸伊兵衞、和州二階堂吉井丈助、紀州若山黒岩太郎兵衞、作州津山安藤伊平治、備中倉敷林源助、播州赤穂前川秀石、仝海久星柯西、仝小西安五郎

○萬病養命酒　ビン入價三十錢
此藥酒は信濃國製造にて同國に多く生ずるまむしと頭皮を去燒酎に漬七年之間土中に埋數種の藥品を加製する藥也酒の德と以總身へ藥しを廻す故諸病に其功能速也第一脾胃を強し氣分を引立婦人血之道小兒五疳に有功今般世上へ弘めの爲當店にて賣捌ひ間御病苦の御方は其病難をまぬかれ給へ賣弘所東京尾張町二丁目砂糖店大嶋屋保藏

○一地學訓蒙　柏原學而譯　全三冊　定價金六十貳錢五釐
此書は米國の地理學士(ミッチエル氏)が小學生徒の爲に著せる所にして初め地球の大狀を示し次に各洲各國土地の形狀人民智愚禽獸蟲魚より時勢政法に至るまで皆其大要と掲げ且ツ書中に良工の圖畫を挿し看者として其實況を親視するの想あらしむ其初學に益ある如きは今專ら彼國の小學に用ふるを以ても推知すべきなり
賣弘書林東京山中市兵衞大坂柳原喜兵衞發兌書肆甲府内藤傳右衛門

○高柴三雄圖○武藏國全圖○銅板懷中一折　定價十二錢五釐
此圖は東京府下は勿論、郡、堺、山、川、野、名所、古跡、神社、佛閣、渡船、村名、同新田、町、宿、驛、道法、迄詳細に記載仕童蒙には暗射にも可成圖也諸方の書林へ差出し有之候間御近所御手近にて御求め御一覽奉願候以上　明治八年九月賣出し　小傳馬町三丁目山崎清七

○音畫兩引大全漢語字彙　懷中本代三十匁
此書は漢語と集ゐる早字引にて御布告新聞紙抔を讀むには字畫にて引き又書く時は伊呂波順にて見出べき字引と體用と兩用ひにて其字義は女にも解り易くときゝる方今必用の書なり

○先達稟告せし弊社の官報五十日誌は諸官省の御布告類と悉皆輯集し傍訓と附せしものにて去六月二十日始て第一號と刊行し爾後定期の通毎月六度宛發兌し開業後僅一月餘なれ共愛顧の看客殊外増加して永續盛業の目途と立るに至れり依此度更に開業の廣告となす江湖の諸君愈眷顧と冀ふ　東京銀座三丁目三番地報令社

此頃ましいんの藥が諸方に澤山ありますが何れも其人によつてあふとあはぬがありますが私方にて賣弘めます藥を一ト廻り用ひて御らんなさい必ず本腹致しますゆゑ難澁の方はお尋下され　横濱本町四丁目六十七番地山浦喜右衛門

○菱湖先生掠山先生菱潭先生卷家本樣筆墨所
右用筆大小各品猶毫材相選精製仕候間從來御愛顧の諸君何卒不相替御用被仰付被下置度伏て奉冀候謹言
私製造筆名號高木壽榮と相記し來候處今般相改榮と穎に改壽穎と相唱候此段御披露申上候　諸名家用筆製所東京大傳馬町三丁目高木壽穎

○華族銘鑑　小本一冊　定價十五錢
右は諸華族方の邸地番號及び位階石高賞典は更なり舊領の地名石高を記載し又其名の讀み難きものには假名を附し必らず隔月毎に改正いたし諸方の書林へ差出候間御最寄にて御購求奉願候　小石川大門町　鴈屋清吉

○開化日用文證大成　全二冊
此書は日用雜事の應答證書願書届書の文格證券印紙の訓解迄凡文章綴べき雅言を悉皆集載し假令幼童にもイロハ假字と記し引用ふれば漢語の文章自在に作得べき捷捉海内無雙の書牘也　須原屋北澤伊八

○官許せきの粉藥調進其功諸々の症より出る咳に驗有といへ共大人喘促小兒馬脾風百日咳に尤奇効あり當今前症流行童幹に至らば萬方驗なし手と束て斃ふ待のみ因て救の爲毎月五日十五日兩日施し其他代價と受差出臨時用ふれば難患に纒ゑ市在取次所に看板あり但し施しは本家に限る　東京本町二丁目四番地飯田製

種痘日毎月一の日六の日三の日八の日　淺草駒形内田横町大野

讀賣新聞一枚八釐、一ヶ月分十六錢、三ヶ月分四十錢、但し郵便送りの分は日本國中いづれにても一枚一錢、二枚以上目方十六匁までは二錢(凡讀賣新聞七枚ぐらゐ)十六匁以上三十二匁までは四錢、此上は此割合の通りにて郵便取扱所の繋き地は持こみ税一錢でござります(休日は一日六日十一日十六日廿一日廿六日外御大祭日)

東京虎之門外琴平町一番地　日就社

もしなるべし

○三十女にさかりのついたのと四十男の放蕩は止まぬと昔から云ひますが去る八日芝の濱松町の上總屋といふ宿屋の奥ざしきで情死をした者は男が四十七才女が三十六才なりとか此男は千葉縣の士族深澤繁といふ者にて家祿を奉還して金六十圓受とりたれど何商賣をしようとの見込みもなく其金を懷にして東京へ出んとする途中成田街道しする宿の笹屋とかいふ旅籠屋に泊りてきよといふ下女になじみ薄井の驛のうすからで佐倉の町の仇ざくら夜の嵐があらうとも晴て二人りが大和田ならばうれし枯野の小金原をともに手に手を雞が啼東の京へ出たるのちそこやかしこにさまよひて去月中旬より此濱松町なるかづさやに逗留せしが座して食へば山どころか小岩ほどよも足らざる金もしとやせん方も盡果てツイに去る八日藍縞の揃ひの布子を着てひるの十二時頃二人りとも咽喉を突て果たりけり世に馬鹿ものは多くあれど年知命に近くして一婦のために尊とむべき一命を棄るはあきれが却て人の戒しめとなるかはしらねどこんな馬鹿野郎でも士族で居れば閏刑とかいふ者もあつて平民の上におかるゝは仕合せな事ではござらぬか

○四ッ谷大そん町に住る式部寮の官員松室禮重といふものゝ宅へ去る七日の夜三人の賊がはいつて禮重が左の手のおちるほどに深きづをおわせ同居人の津幡將英といふ人にも數ヶ所のてきづをうけさせたといふあたりまへの押込なら金を出せとでもいゝさうなものをいきなりに切かけるとはあまり無法な泥坊ではなく遺恨切でゞもあらうといふ評ばんであります

○本月五日鈴木幸の助といふ人と長野縣の士族中川清水衛といふ人が道づれになり松井田までもく途中鈴木はすこしおくれて日くれごろ横川關所といふところへ來かゝると堤の上より中川が十六七のうつくしい娘をつれて來るもしどふも怪しいとおもひ其わけをきくと中川がいふには只今こゝへ來かゝると此どての上で女のなき聲がするから上つて見るとこの娘を六人の荒くれ男が輪姦をして女は氣絶してゐる所なれば其六人のくせ者をとつて投したきは此勢ひにか⊕

⊕なれトと皆にげてしまふたりとしなす傍から娘もともにわたくしは松井在の郷原と申ところの者でございますが坂本宿△

△までまいります途中でゐる者に出會でごめにあひしを此御方のおかげでたすかりましたと一五一十をものがたりそれより泊へつくと旅舍まで娘が親も來てまてとに命の親と申ませうか神さまと申ませうかこの御おんはいつまでもわすれませぬいづれ親元へかえつたうへきつとおれいにあがりますと名ごりおしき風情にて歸りましたが此中川氏は菊五郎の野ざらし悟助のやうであつた其さまを繪入新聞にでもぶしたら面白からうと朝野新聞の五百八十号にかいてありますからだしました

○狐狸が人を魅といふのは昔から聞事なれども人が狐狸にお化て人を欺いたとはめづらしい騙りではござらぬか是は四月十八日夜十時すぎ大坂堂島の米商人六兵衛といふ人が大江橋を通りかゝりましたら橋の傍から年廿四五才くらいの婦人があわたゞしく走り出彼六ぺいに向ひお見かけ申てお願ひがござります私は此所より三里あまりの北にあたる山奥に久しく栖める牝狸なるが子狸二疋持たりしを先頃生擒れて今難波村の醫者某の方にあり明日か明後日は藥料のために二疋の子はあそれ玉の緒も絶るときくかなしさ人間さまも畜生も生とし生る者いづれか子を愛せざらんもしやあなたのお慈悲にて二ッの子の命が助

かりますればおれいとしてあなた御一代の御運を守りますと涙ながらにたのみければ六兵衛も氣のどくにおもひ成ほど子の可愛といふは人も畜生も替りはなからういかにも自己が其醫者に談判をして助けてやらうが其子を己が抱て來るとけにも往めへと云へば女はうちうなづき夫は彼の醫者の家より程遠からぬ天神樣の地内に私がとりますから拜殿の脇でおさん／＼とおよび下されば早速出て受とりますとありければ夫ならさうと約束し其翌日夕かた六兵衛は件の醫者の宅へ出向きありし次第を物がたれば醫者の云樣なる程愚老も艱に致そうとぞんじて七十五圓で買て置たれども貴殿の男氣にめんじて愚老も十五圓達引六十圓で讓りませうとありければ六兵衛も高價ものとは思へども運よく米相場が當れば何でもない事だと則ち六十圓で買とり二ッの子を携へて天神の地内へ至りおさん／＼と聲のかれるほど呼んだれども何も出て來ず夫より二三夜かくの如くなせども何も出て來ざれば六兵衛もあきれて醫者へ戾さうと云ッたれども醫者も最受とらぬとの事此節掛合中のよしなれば遠からず御裁判を仰ぐ事になりてこの牝狸の化の皮もあらされませう

是はよく似たはなしもありますが明後日にいたします

○軍談家の松林亭伯ゑんが熱海へ湯治にゆくとちの吉はまといふところの旅舍で何處のか縣令さまと見ちがへられて大そうていねいに取あつかひ土下座をしたり何かされたさうだが是は先醒とくゐの君や僕のおやじげなちんぷん漢語があたつたものと見へますが令公といふ品格はどうあらふかエイ公といふ人らしひ

○何處のかお人より左の都々一をおくられましたから出します

「繪いりあんぶん應來藝しやどんな人でもおきとかる

「全盛げいしやの吾曹のお説もとであしではとからない

繪入新聞定價
一枚　七厘
一ヶ月　九錢
二ヶ月　十五錢
府外遠國遞送ノ分ハ此外ニ郵税申受候

銀座壹丁目拾番地
假局　繪入新聞社
編輯印務　柳谷藤吉

牛乳ノ功用ハ能ク人ノ徴知スル處ト雖モ價甚貴トクシテ産ニ乏シキ人或ハ之ヲ購フ能ハサルノ患アリ這般勸業寮ヨリ御拂相願弊舗ニ於テ價ヲ廉ニシ販賣ス夫御寮ニ於テハ内國ヘ良種蕃息ノタメ御畜養ノ牝牛ナレハ其種極メテ至良飼糧ハ又無比乳汁ノ精良ナル辨ヲマタス知ヘシ四方ノ雅君幸ニ光顧アレ又ハ一書ヲ郵便ニ託給ハヽ時限ヲ違ヘス配達セン且賣捌方ヲ望ミ給ハヽ格別減價ニシテ御相談申ヘク候

○生乳　壹合ニ付　三錢

但シ前錢ナルモノハ三厘ヲ減ス

○同　壹升ニ付　二十七錢

但シ前錢ナルモノハ二錢ヲ減ス

○牛乳配達時刻　午前第六時　午後第四時

紀元二千五百三十四年第六月

第一大區四小區神田佐柄木町三十壹番地

共同舗

勸業寮御拂請ケ牛乳賣捌所

盆栽賞覽會

賣買随意

明治七年

七月十五六七三日不論晴雨請臨

芝丸山花園主拝路

西洋舶来品

御注文物不拘何品直取引極廉々奉差上候

學校入用品　書籍類　目鏡類
衿巻手拭類　洋紙類　家具類
硝子細工類　冠物類　靴類
机椅子類　時計類　洋酒類
飲食道具　織服類　傘類
ミシン類　諸器械　小間物

何品も廉價ニ奉差上候
外店より格段之上 精々相励
山奉願上候

明治七年七月

飯田町中坂下
常盤屋志氣三

於巣鴨一丁目新梅屋鋪群芳園

盆栽會

三月二十 廿一日 廿二

明治七年

補助 東京植木屋連

會主 玉川 竹逸 拝

明治七年五月

當月二十六七両日不論晴雨於今川小路一丁目玉川茶亭相催候間御入来奉冀候

盆栽會

補助 植木屋惣連

催主 竹逸 玉川 拝

玉細工處

水晶 銘石類 珊瑚珠類 鼈甲類 瓦金類

武蔵屋松五郎

四ツ谷傳馬町壹丁目

萬漬物所

名 大 物

いつのの志ろうり
かつ丹のたくあん
わぶぐ志ろうり
志やきまきうらぬ
小梅 まき
日光とうがらし
奈良づけ
御進物に好次第

新堀前川
松川屋甚七

書畫筆墨硯類品 玉寶堂

池之端
仲町通

飛雲筆

金花堂製

日本橋通
南四町目
元祖雁皮
名箋發客
金花堂

和漢
筆墨硯石處
東京南傳馬町三
文花堂茂兵衛製

池之端仲町
御菓子司
駿河屋玉泉園

内藤新宿町
東御菓子司
玉川屋平之★

名産
作陽津山城町
も川墨
木亀屋熊助製

本月十五六七船来菁薇一弄ニ付
飾付ニ相成候ニ付来ル之程御来駕奉希候
寅五月
芝丸山荘園
長翁
雨天日延不労序費

代價請取之證

記

金十六錢
讀賣新聞一箇月分代價
右正ニ落手候也
八月七日
本局 日就社
東京虎之門外琴平町一番地

百三十四号
田中様

代價請取之證

記

金十六錢

讀賣新聞一箇月分代價

右正ニ落手候也

八月七日

東京虎之門外琴平町一番地
本局 日就社

百二十四号

田中様

池之端仲町
御菓子司
駿河屋玉泉園

門跡新道町
東御菓子司
玉川屋平之供

名産

作陽津山坤町

亀屋熊助製

本月十五六七船来[illegible]
[illegible]
寅五月
芝丸山荘園
長翁

萬漬物所

名 大 物

松川屋甚七

金花堂製

飛雲箋

日本橋通南四町目
元祖雁皮名箋發客
金花堂

東京
神田万世橋内

記

○和漢洋活字
○印刷機械類
○五色インキ墨
○各種西洋紙類
右之外活版諸品
何レモ廉價ニ販
賣仕候間遠近多
少共御註文可被
下候以上

活版所 國文社

明治八年二月十一日
元始祭之者

十一月中冬至	十二月節小寒	十二月中大寒	正月節立春	正月中雨水	二月節驚蟄	二月中春分	三月節清明	三月中穀雨	四月節立夏	四月中小満	五月節芒種	五月中夏至	弘化三丙午歳初秋
	十一月節大雪	十月中小雪	十月節立冬	九月中霜降	九月節寒露	八月中秋分	八月節白露	七月中處暑	七月節立秋	六月中大暑	六月節小暑		
晝十分毎一時	晝十分	晝十分半	晝十分半餘	晝十一分	晝十一分半	晝十二分	晝十二分半	晝十二分半餘	晝十三分半	晝十三分半餘	晝十四分	晝十四分	
夜十ヽ	夜十ヽ	夜九六	夜九六	夜九六	夜八六	夜八六	夜七六	夜七六	夜六六	夜六六	夜六六	夜六六	歸春

洋製測時器東點精機

洋製測時器更點精機

十一月中冬至	晝十分毎一時	夜十分毎一時
十二月節小寒 十一月節大雪	晝十分	夜十分
十二月中大寒 十月中小雪	晝十分半	夜九分半
正月節立春 十月節立冬	晝十分半餘	夜九分餘
正月中雨水 九月中霜降	晝十一分	夜九分
二月節驚蟄 九月節寒露	晝十一分半	夜八分半
二月中春分 八月中秋分	晝十二分	夜八分
三月節清明 八月節白露	晝十二分半	夜七分半
三月中穀雨 七月中處暑	晝十二分半餘	夜七分餘
四月節立夏 七月節立秋	晝十三分半	夜六分半
四月中小滿 六月中大暑	晝十三分半餘	夜六分餘
五月節芒種 六月節小暑	晝十四分	夜六分
五月中夏至	晝十四分	夜六分

弘化三丙午歳初秋

歸春菴藏

汽車出發時刻及賃金表

小児四才迄ハ無賃十二才迄ハ半賃金ノ事

[illegible]ヨリ	横濱迄 上	横濱迄 中	横濱迄 下	神奈川迄 上	神奈川迄 中	神奈川迄 下	鶴見迄 上	鶴見迄 中	鶴見迄 下	川崎迄 上	川崎迄 中	川崎迄 下	品川迄 上	品川迄 中	品川迄 下	東京迄 上	東京迄 中	東京迄 下
東京ヨリ 大人	金一両二朱	金三分	金一分二朱	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱	金三分	金二分	金一分	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金三朱	金二朱	金一朱			
品川ヨリ 大人	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱	金三分	金二分	金一分	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金一分二朱	金一分	金二朱				金三朱	金二朱	金一朱
川崎ヨリ 大人	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金一分二朱	金一分	金二朱	金三朱	金二朱	金一朱				金一分二朱	金一分	金二朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱
鶴見ヨリ 大人	金一分二朱	金一分	金二朱	金三朱	金二朱	金一朱				金三朱	金二朱	金一朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金三分	金二分	金一分
神奈川ヨリ 大人	金三朱	金二朱	金一朱				金三朱	金二朱	金一朱	金一分二朱	金一分	金二朱	金三分	金二分	金一分	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱
横濱ヨリ 大人				金三朱	金二朱	金一朱	金一分二朱	金一分	金二朱	金二分一朱	金一分二朱	金三朱	金三分三朱	金二分二朱	金一分一朱	金一両二朱	金三分	金一分二朱

東京	午前						
出	七時	八時	九時	十時	十一時		
着	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分		
横濱	**午後**						
出	一時	二時	三時	四時	五時	六時	七時
着	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分	同五十三分

大坂心斎橋㊅平十兩
名代本家 夫倉昆布
さゝらや 仹八

因幡名產他國無類 志らのゑたこうい町へ入
白珊瑚御箸 平井屋藤四郎
毒けし 箸一ちとめよし

現金 〈万〉

御書物諸流晋古本大坂五行義太夫本
新形團扇千代紙書筒袋いろはかるた
百人一首歌嘉留多御進物箱入錦繪品〻
新板草雙紙東錦繪并ニ縮緬繪画帖數品

地本繪雙紙問屋

銀座町貳丁目

日本橋通一丁目店

萬屋孫兵衛

濱三十四号
No.2560
田中
水

中園縦覧之證
青山南町 第一号
前同所 第二号
麻布笄町 第三号
男女共四名以上毎ニ必ス此證持参スへ可
三節日ヲ除キ毎日午前第九時ヨリ午後第四時迄

版元

東手代第一流く流く包
美婦らし手拭清くみ
第以出おんる以

地本錦繪

草紙問屋

諸摺物好次第

神田須田町
静錦堂
澤村屋清吉

宇治
信楽
諸國

御茶所 東喜軒

東京南神保町弐番地
吾妻屋菊治郎

明治八年亥九月改

濃茶園御煎茶一斤付
好別儀 壹圓
菊の露 壹圓参拾銭
[illegible] 壹圓五拾銭
玉泉 弐圓

御茶園
御煎茶價壹斤ニ付
[illegible] 四匁
吾妻の里 六匁
四季の月 八匁
上[illegible] 拾匁
吾妻園 拾五匁

御徳用向
粉茶壹斤ニ付
[illegible]の粉 五匁
花[illegible]粉 拾匁
極上粉 拾五匁
[illegible]の粉 弐拾匁
[illegible]の粉 三拾匁
[illegible]

濱三十四号

No. 34

三井

No. 2510.

田中様
水削

現金 OKA

西洋小間物品々
ギヤマン類品々
西洋酒品々

大安賣

神田新石町
むさしや

諸大醫先生合薬舗 成田屋謹製

諸大醫先生合薬舗 成田屋謹製

御茶 極上 武圓九拾銭
御蒔茶 壱斤ニ付
極 吟味 四拾匁
極 揉 五拾匁
極 昔 六拾匁
別 製 七拾匁
極 詰 九拾匁

茶 壽園 弐拾匁
武蔵野の月 弐拾五匁
一 樹園 三拾匁
雲乃橋 三拾五匁
鷹の尾 四拾匁
柳の露 四拾五匁
末乃壽 五拾匁
玉比寿 壹圓

御濃茶 壱袋拾匁ニ付
白 昔 七匁
初 昔 八匁
後 昔 九匁
老 松 拾匁

ほうじ茶

御茶道具品々

御進物壺詰小櫃詰九谷焼角瓷其外御望次第精々取揃入念奉差上候以上

第一号
前同所 第二号 … 劇 … 之證
男女共四 …
以上 …
三節日ヲ除キ
毎日午前 …

御用

御からすみ

勢州津石井町

高見屋茂助

熬海鼠

尾州知多郡大井産

御神橋前鈴石宿

御参詣定宿

御勝栗湯波

名小物
越中滑川
烏賊黒作
小豆屋宗兵衛

名産
四日市
仕入所
美濃屋

鮎子籠粕漬

芝口二丁目
鐙屋和泉掾

東京数寄屋通山下町
茶師登竜軒
城州屋利兵衛

西洋リモナーデ

一履歴　三通

八月十七日

領證

勧業寮

領収之證

第十八號報告添書壱通

右者関屋ニ付正ニ落手

七年八月廿五日

文部省

町田久成

田中芳男殿

常盤橋
御門前
鯉屋伊織

浪花
太左衛門橋北
精製蒲鉾所
笠屋町　鴨治

餅

皇国物産中食物永保ノ業ニ至リ更ニ一物ノ注目可キモノナシ彼ノ北海道ノ産ノ如キ為ニ数年ヲ加ヘテ又輸出ノ産ヲ生セントス寛三四三段ノ品ナリ一ニ赤エ魚餅ヲ除ニ及フ之ヲ験シ箱ニ蔵メテ行輸出ヲ計テハ彼レノ口ニツフレニ用ユル需用ノ一品ニ属スヘキ歟故国中文明ニ係ハ挽セテ速ク之ヲ採用ニ及ハ公議ニ当一ヲ呈シテ高評ヲ願ハント献ス

二月十六日

石田郁務

大手饅頭

東京 芝口 旭堂 三町目

東京 芝口 旭堂 三町目

Time is mony. Saving is getting. Every one is the architect of his own fortune. Confidence bestows success. Fast labour is present delight. Knowledge is power. Man prepared disease. Take care of the minutes and the hours will take care of themselves. Victory increase by concord. Redeem misspent time by assiduity. Self-conceit is the attendant of ignorance. Where there is a will, there is a way.

陽暦　日曜

明治九年即二千五百三十六年　西暦一千八百七十六年

一大	二日 九日 十六日 廿三日 三十日
二小	六日 十三日 廿日 廿七日
三大	五日 十二日 十九日 廿六日
四小	二日 九日 十六日 廿三日 三十日
五大	七日 十四日 廿一日 廿八日
六小	四日 十一日 十八日 廿五日
七大	二日 九日 十六日 廿三日 三十日
八大	六日 十三日 二十日 廿七日
九小	三日 十日 十七日 廿四日
十大	一日 八日 十五日 廿二日 廿九日
十一小	五日 十二日 十九日 廿六日
十二大	三日 十日 十七日 廿四日 三十一日

日表　大小

愛敬歌

致愛敬盡愛敬順境何足言逆境可錬性使親非頑嚚何見舜徳盛使君非殷紂何見三仁行西聖瑣剌底其妻性頑硬拂意動輙怒百事悖命令他人堅若婦其必謀再嫁瑣謂此乃福幸愛此暴横理學根脚堅試驗要風勁妻氣百變動瑣性一泰定妻躁情如火瑣静心如鏡紙因愛敬深後世稱爲聖吁嗟此二字勢力存全勝愈鐵鑑巨礮超千軍萬乘况且似鍵鎖操執合一柄能懷秉摘戢能馴化梟獍搆兵息秦楚交惡和周鄭四海可一家六合可同姓嗟々今世人子弟鐵温凊夫妻相反目朋友互詬病至邦國交際崇以兵力競妖氛滿神州何時得洗淨愛敬盡事親徳教四海亘千年口徒誦今日未見應學愛敬行愛敬一人徳兆民慶小家法大國政勿怠忽宜敬聽此二字神饮命

愛古先生評鳥信之學眞實之語其濟度衆生之功不知幾億萬偶像之教於是乎不待令而廢止〇一讀到底能言難言之言雖是緒餘可以知學之々有素

右愛敬歌中村敬宇先生所作昇欲於方七分平面中刻之先生曰世恐無能視之々目昇因鐫之於方二寸中以供清鑒

明治九年一月

東京小石川江戸川町十七番地　傳神樓中川昇鐵筆

同人社藏版

御用

萬御仕立物類　御小賣

御召立衣所

信州松本下横田町
油屋甚三郎

御膳御箸
御楊枝
中仙道下諏訪宿
脇御本陣
丸屋要四郎

御箸
奈良井
薫風樓

御箸
長野大門町
[illegible]

中仙道軽井沢宿
脇御本陣
三度屋又八郎

松代産
安風漬
シソ入

御定宿
上州高崎屋東平
本町
仲早

信州青柳駅
脇本陣
青柳八郎

御嶽講 伊勢講 眞誠講 江州商人衆	通運會社荷物取扱所	浪花講 榮世講 東榮講 諸國商人衆
一新講　御休泊所　文明講		和田峠　土屋藤八　東餅屋

松代産
安んまかん
極製

信濃國
埴科郡
之銘品

信州松代住
安壽軒
伊勢町

[illegible]

御烟草品々
水戸下町
廣屋製
極上物

烟草

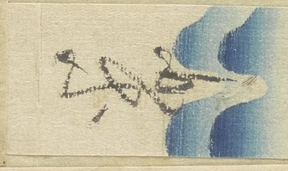

一 浅草 井

烟

御烟
紙包

信濃國
埴科郡
之銘品

信州松代住
伊勢町
寶壽軒

蘭人相傳
懐中早藥即効紙
東都調布申製
[illegible]

[illegible]

這般攝西ヨリ和漢古今書畫骨董數百品ヲ
新ニ齋入シ呉服橋外柳屋樓上ニ於テ來廿
五日ヨリ廿七日迄三日之間陳列價錄ヲ備
ヘ尊覽ニ呈セント欲ス伏テ希ハ四方ノ君
子臨顧ヲ賜ランコヲ

皇八年六月十日

會主　多頁尾政男再拜

毎日 早船

三拜 半田 午前十一時発　乗合一名　二十七錢
大行寺 午後一時発　同　二十四錢
網戸 午後四時発　同　十八錢七厘五毛
翌午後二時東京着

諸荷物壹駄 三拜 半田 ヨリ 東京小網町マテ下リ
別急二日切　急便三日半　並急七日切　穀物百俵三日切 金七円五十錢
三十錢　二十八錢　十八錢　百俵以下ハ 金八円十五錢割

宇都宮 鹿沼 ヨリ 東京小網町マテ陸水兼行下リ
別急三日切　急便四日切　並急六日　並便三拜ヨリ
五十五錢　五十錢　四十錢　十六錢

東京小網町ヨリ宇都宮 鹿沼マテ水陸兼行上リ
別急四日半　急便七日半　並急十日切　並便
臨時取極　七十五錢　七十錢　六十錢

大行寺ヨリ 東京マテ	
上リ	二十五錢ヨリ 三十二錢マテ
下リ	十四錢ヨリ 二十五錢マテ

右振合ヲ以テ格別減賃遞送候間御用被仰付
度尤風雨ノ變川水ノ模樣等ニヨリ或ハ物品ニヨリ
増減モ有之候事

陸運元會社栃木出張所
国府鹿胤
三拜 田波重左エ門
半田 小林森一郎
小林久二郎
大行寺 速水文平
網戸 須田幸助
東京小網町
同
蠣売町一丁目二番地
諸川運送所
国府千里